

事 業 委 員 会

令和3年8月26日（木）

事業委員会

日 時 令和3年8月26日(木) 午前10時00分開会—午後 3時51分閉会
場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 谷崎委員長、出口副委員長、松尾、中原、反保、辻下、竹原

欠席委員 小川

傍聴議員 奥野、坂原、和田、道工

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

古橋教育長

奥都市整備部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

窪田総務部理事兼財政改革部理事

吉田都市整備部理事

小坂土木下水道課土木担当課長兼二国推進課長

寺田総務部理事

奥田土木下水道課下水道担当課長

佐々木建築課長

新保産業観光促進課長

岩田企画地方創生課長

廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

案 件

- (1) 付託案件について
- (2) その他

(午前10時00分 開会)

谷崎委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名。

小川委員につきましては、欠席届が提出されております。

理事者につきましては全員出席いただいております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これにより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定を願います。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催いたします。よろしく願い申し上げます。

傍聴はなし。

初めに、案件1、8月20日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件7件の審査を行います。

それでは、これより審議に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

これより議事に入ります。また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第54号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

新保課長。

新保産業観光促進課長 令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）のうち、当委員会に付託された案件についてご説明いたします。

委員会資料の1ページをご参照ください。

22諸収入、4受託事業収入、海釣り公園道の駅受託事業大阪府受託事業といたしまして、1万2,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、大阪府の施設である道の駅とっとパーク小島の駐車場や24時間トイレなどの維持管理業務に係る受託収入額の確定に伴い、増額補正を行うものでございます。

詳細については歳出でご説明いたします。

続きまして、道の駅みさき受託事業収入、国受託事業といたしまして、148万3,000円を補正するものでございます。

内容といたしましては、国と一体型で整備した道の駅みさきの国の施設部分の維持管理業務に係る受託収入額の確定に伴い増額補正を行うものでございます。

また、今回の増額分148万3,000円の歳出への振り分けにつきましては、道の駅みさき運営事業費に144万1,000円を、商工総務費人件費に4万円を充当することとしております。

なお、詳細については歳出で、失礼いたしました、修正いたします。4万2,000円を充当することとしております。

なお、詳細については歳出でご説明をいたします。

谷崎委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 続きまして、23町債、1町債、町道整備事業債としまして、490万円を増額補正計上するものです。

内容としましては、一般道路整備費の町道大日美咲苑線側溝改修工事に充当するものです。

なお、工事の詳細につきましては、後ほど歳出でご説明させていただきます。

以上、当委員会付託分としまして639万5,000円を増額補正計上するものです。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 続きまして、歳出についてご説明いたします。

2ページをご参照ください。

7商工費、1商工費、商工総務費人件費でございます。

先ほど歳入でご説明いたしました道の駅みさき受託事業収入の確定に伴い、歳入148万3,000円のうち4万2,000円を商工総務費人件費に充当することによる財源構成を行うものであります。歳出予算額に増減はありませんので、補正予算額はゼロとなっております。

続きまして、7商工費、2観光費、海釣り公園道の駅事業費といたしまして、1万2,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、道の駅とっとパーク小島の維持管理業務につきまして

は、施設管理者である大阪府から本町が業務を受託し、それを本町から道の駅に併設する海釣り公園の指定管理者に業務委託しております。

この維持管理業務委託料は、大阪府と本町との間で協定を取り交わし算出されるものでありますが、人件費の単価については建設工事積算資料の労務単価を用い算出することとされています。この積算資料は毎年2月に改定されるため、当初予算の要求に当たっては、概算額によって行っております。

今回、人件費の単価の額の確定に伴い、歳出額と要求額の差額において予算に不足が生じることとなったことから増額補正するものでございます。

続きまして、道の駅みさき運営事業費といたしまして、144万1,000円を増額補正するものでございます。

道の駅みさきの施設のうち、国が施設管理者となる情報提供施設トイレ棟駐車場の清掃、ごみ処分、浄化槽などの維持管理業務につきましては、国から本町が業務を受託し、町はこれを道の駅みさきの指定管理者に委託してるところでございます。

今年度から、新たな維持管理業務といたしまして、道の駅みさきの国管理部分ののり面の一部の草刈りを実施することとなったため、増額補正を行うものでございます。

谷崎委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 続きまして、8土木費、2道路橋梁費、一般道路整備費としまして、720万5,000円を増額補正計上するものです。

内訳としましては、町道大福東線等分筆登記業務94万円、町道番川右岸漁港線側溝蓋改修工事82万5,000円、兵庫地区道路補修工事44万円、町道大日美咲苑線側溝改修工事500万円を増額補正するものです。

町道大福東線等分筆登記業務についてご説明いたします。

4ページの箇所図をご参照ください。

内容としましては、町道大福東線及び町道大福東2号線の道路の一部として使用している土地について、過去に土地所有者から寄附の申出がありましたが、分筆がなされていない状況であるため、町道に係る土地の分筆、所有権移転等を行うものです。

続きまして、町道番川右岸漁港線側溝蓋改修工事についてご説明いたします。

5ページの箇所図をご参照ください。

内容としましては、工事箇所は幅員が狭いため、車両の交互通行時に側溝にかかっている鉄蓋の上にタイヤを乗せ、通行することが多く見受けられますが、側溝の鉄蓋は古く、がたつきによる騒音が発生しております。また、側溝に蓋のない箇所があり、歩行者は車が来たときは道の端に寄って側溝に落ちることもあります。このことから、鉄蓋をグレーチングに改修するとともに、側溝に蓋がない箇所には蓋を設置するものです。

工事延長としましては、約65メートルを計画しております。

続きまして、兵庫地区道路補修工事についてご説明いたします。

6ページの箇所図をご参照ください。

主な内容としましては、工事箇所は経年劣化により、側溝壁にクラックが入るなど傷みが生じ、舗装面が下がっているところがあるため、補修を行うものです。

続きまして、町道大日美咲苑線側溝改修工事についてご説明いたします。

7ページの箇所図をご参照ください。

内容としましては、以前より大雨時に道路側溝の水があふれることがありましたが、さらに町道海岸連絡線の水も流れ込むようになり、町道海岸連絡線におきましては、雨水排水区域の見直し等も行いましたが、側溝のあふれることが多くなっているため、側溝を改修するものです。

工事延長としましては約26メートルを計画しております。

また、付近の素掘りとなっている水路につきましても、水路の水の流れが悪いため、U字溝を設置するものです。

工事延長としましては、約39メートルを計画しており、合わせて約65メートルを計画しております。

続きまして、委員会資料の3ページをご参照ください。

3河川費、河川水路管理費としまして、57万8,000円を増額補正計上するものです。

併せて8ページの箇所図をご参照ください。

内容としましては、朝日川の河川ののり面にダンチクが繁殖し、川底まで垂れ下がり、川の一面を覆っており、水の流れを阻害しているため、ダンチクの伐採を行うものです。

委託延長としましては、約120メートルを計画しております。

続きまして、河川水路改修事業費としまして355万3,000円を増額補正計上するものです。

併せて9ページの箇所図をご参照ください。

内容としましては、箇所図の普通河川西川の左岸側において、台風などの異常気象時に度々洪水が発生し、農地に被害が生じていることから、河川護岸のかさ上げ工事に必要な測量設計業務を行うものです。

委託延長としましては、約400メートルを計画しております。

谷崎委員長 佐々木課長。

佐々木建築課長 続きまして、5住宅費、町営住宅維持補修費としまして、180万円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、町営住宅改修工事として、退去等により空き家となっている住宅のうち、平野北住宅2戸を住宅困窮者に住宅提供を図るため、空き家の改修を行うものでございます。

以上、当委員会付託分歳出合計といたしまして、1,458万9,000円を増額補正するものでございます。

谷崎委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 続きまして、地方債補正の変更ですが、起債の目的が町道整備事業補正前限度額1億2,220万、補正後限度額1億2,710万に変更するものです。

谷崎委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 1点お聞きしたいと思います。

道の駅みさきの運営事業のことなので、2ページの中ほど、歳出のところで維持管理委託料が出ております。

歳入でも説明がありましたけど、国が管理してくれるところで、情報提供施設の使い方、もう少し何かにぎやかにならないのかと思うところがあるのです。道の駅みさきの管理の方も気にされているとは思いますが、何かイベント等で使えるのかな。何か、もしくは何かいつ行っても誰もいない施設になっているので、何か活性化策というのはないのかと思うのですが、その点だけお願いし

ます。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 竹原委員のご質問にお答えいたします。

道の駅みさきの情報提供施設でございますけれども、交通案内をやったりとか、休憩スペースがあったりという施設になっておりまして、新型コロナウイルス感染症が影響が出る前は、一部イベント等もやったりしておりまして、一定のそういうにぎわいの活動というのもやっておったと聞いております。

ただ、現在、先ほども申し上げました新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、あそこの空間に人が多く入ると密になる可能性もございますので、現状としては利用状況というのは非常に寂しいものになってるかなと考えております。

しかしながら、今後現状が回復いたしまして、また、にぎわいの創出でありますとか、交流人口の増加、こういったところにまたフォーカスを当てていく段階になりましたら、私どもといたしましても道の駅等関係機関と連携しながら、にぎわいの創出に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

谷崎委員長 竹原委員。

竹原委員 前向きな答弁でとてもありがたいと思っております。私も地域で、何か使わせてほしいという声も聞いてきますので、また、コロナがある一定程度収束していったら、使えるようであれば、また相談させてもらおうと思います。

谷崎委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の2ページの歳出のうちで、一般道路整備費のところ、今回何か所か箇所も4ページ以降つけていただいて、先ほど説明をいただいたところで

す。それで、まず、その4ページに示されている町道大福東線等分筆登記業務に関わってお聞きしたいのですが、これは寄附を受けるということを前提に分筆登記が必要だという、今回予算の追加という説明なのですが、これはあれかしら、昨日の何か総務文教委員会で話になっていたあれとは別かな。ごめんなさい、きちんと確認せずに。寄附を受けるって、なかなか寄附は受けませんわね、岬町はね。いや、岬町だけではないと思うのです。寄附を受けるということは、その先

に有効な活用ができる、売却の見通しがあるとか、あとは公の事業に活用ができるとか、そういう見通しがないと、なかなか寄附を受けたら受けたで、後の維持管理が大変だという事情があって、寄附はなかなか受けない傾向にあるというふうに私はそういう印象を持っていたのですが、今回はそうではないということなのか、その辺の事情もお聞きしておきたいと思います。

それから、兵庫地区の道路補修工事ですが、これは6ページの図面でいきますと、3か所黒で印が入っておりまして、この3か所の補修ということを説明いただきましたが、三つマークがついている一番真ん中、細い通路の一部に黒で塗ってあるところがあるのですが、これ、ここの一部だけで足りるのかというのが素朴な疑問でして、ここも何というのか、結構ぼこぼこですよ、全面的にね。だから、どうせ工事をするということであれば、一部だけ行っても、また、その前後というか、つながりがある部分が傷んでくるということは、何かこう目に見えているのではないかと思って、予算の関係もありますけれども、思い切ってこの通路全体の補修が必要ではないのかと思うのですが、この一部で大丈夫ということであれば、その説明をいただきたいと思います。

それから、8ページで、朝日川の樹木伐採業務ということで、これはもう必要なことだと思います。ここで私が聞きたいのは、朝日川だけでいいのかと。ほかの河川に関わる場所も似たような状況が発生しているところが多いのではないかと思っていて、今回の予算としては急いでこの手当てをとということだと思うのですが、ほかのところで、例えば今年度内に追加して、ここは必要だとか、来年度にならないと無理だけど、ここも必要とか、大阪府の管理のところでここは手当てしてというように要望しているとか、何か今後の計画がございましたら、この機会にお聞きしておきたいというのが三つ目です。

谷崎委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 中原委員の質問にお答えします。

まず、1点目の大福東線の分筆で、寄附を受けることについてなんですけども、今回寄附を受けるところにつきましては、現在町道としても認定はされている部分になっております。ただ、底地が個人地で、過去に寄附の申出があったんですけども、その寄附の手続きができていなかったもので、今回手続きをさせていただいて、岬町としていただく形で考えております。

続きまして、2点目の兵庫の6ページの兵庫の道路補修工事なんですけども、委員おっしゃってるのは、ちょうど三つ点がある真ん中のところですかね。こちら、議員おっしゃっておる細い町道になってまして、その横が兵庫水路という水路になってるんですけども、今回部分的に補修するのは、その水路の壁が一部クラックが入っておりまして、そこから道路の土が抜けていると考えられております。ですので、まず、壁の補修とその下がった道のところを1回割って、陥没がないか確認しまして、埋めて復旧しようと考えてますので、今回そこを直せば、水路への水の抜け出し、道路の下の土の抜け出しがなければ大丈夫かなと考えております。

すみません、3点目の朝日川の樹木の伐採なんですけども、ほかの箇所のことについてということなんですけども、基本的には区長さん等から、家のあるところで刈ってほしいっていうところは要望を受けまして、土木作業員であるとか、それで対応できないところにつきましては今回のように業者発注しております。

ほかの箇所につきましても、現計予算で対応できる分はそれで対応させていただいてるんですけども、今回ちょっと延長も長く、費用もかかるために、補正予算で計上させていただきました。

中原委員 1点目は分かりました、事情が。

それで、2点目ですけれど、そういうことだったのか。私がきちんと聞いていなかったのかな。

小坂土木下水道課土木担当課長 説明不足だったと思います。

中原委員 そうですか、分かりました。私はてっきり、何というか、路面のね、だって、ここ、道路補修工事と書いているじゃないですか。だから、何か話を聞くと、その真ん中の部分については道路といえば道路なのだけれど、道路が陥没する可能性があるからか、ああそうか、道路なんだ、なるほど、理解できました。

それまあ、今説明を聞いて、ああそんなことが起こっているのかと思って、確かにこの道、脇に水路が通っていますから、それは土が抜け出してということだと、道路そのものが陥没する危険性もあるし、適切というか、必要な手当なのだと感じて聞いていました。

それで、さきほど私がお伝えしていたのが、私はてっきり路面、表出している路面のところだと思っていたので、その道そのものもここはコンクリート造りや

ね、あれはアスファルトじゃないですね。結構な感じでぼこぼこなんですよね。それで、率直に言って通行される方は少ないと思いますけれども、この機会に路面そのものも補修するということもお考えになってはどうか。これはもう私の提案として聞いておいていただければ結構です。とにかく、大事に至らないような手当をまずはということで理解はいたしました。

谷崎委員長 よろしいですか。

中原委員 それから、もう一点ですけど、最後にお聞きしたことなのですが、私はここだけではなくて、ほかにも計画しているところ、ないのかというのを聞いたわけですよ、さきほどの質問はね。それで、まだ具体的な計画段階にないのかもしれないのだけれど、私が何でそんなことを聞くかという、例えばこの間大雨が降りましたよね。それで、あちらこちらで、職員の皆さんも本当にご苦労されて、あちらこちらで越水というのか、側溝から水があふれる、道路にあふれるという現象があちらこちらで起こったわけですよ。もしかしたら、多くはごみが詰まったとか、そういうことが原因で、それであれば、ごみを掃除すれば次の大雨には耐えられるということになります。だけれど、そうではないと。もう降雨量が非常に多くなっていますから、それで構造上手当てが必要だと。水路の大きさに対して、今の気候変動に対応するような状況になっていないということが見えてきたところが、もしかしてあるのではないかということを思ったので、それで今後の計画をお聞きしたのですが、時間の都合もありましょうから、先ほどお答えいただいた区長の要望等に基づいて役場の職員で対応するもの、また、それが難しい場合は業者に発注するという、適切に対応されていると思いますから、必要などころに必要な手当をと。この場では今後計画が必要などころは計画を進めて適切に管理されるように要望しておきたいと思います。

谷崎委員長 よろしいですか。

中原委員 はい、いいです。

谷崎委員長 辻下委員。

辻下委員 朝日川の関連でお聞きしたいのですけれどね。

この上のほうには、桜の木がずっとあったわけですよ。今現在、私は通っていないのだけれどね。その桜の木を伐採するのか、してないのか。そこを調べて来てほしいわ。

谷崎委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 桜の木につきましては、今現在もありますけども、過去にはもしかしたら、倒れそうになったやつは一部切ってるものも、議員おっしゃったとおり、あるかもしれないです。今回の場所につきましては、住宅あって、道路がありまして、水路があつて、反対側ののり面になりますので、そちら側は桜の木はなかったかなと思います。

辻下委員 今回、自治区長の要望で、いろいろとしていることはよく分かっております。そやけど、やはり桜の木があればね、やはりあれ、兩岸、よう桜があつたんや、あの辺はね。できたら、桜の木を残してね、伐採するとかいうことにしたらどうかなど。

谷崎委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 委員おっしゃるとおり、桜の木って、過去から皆様が大事にしてるものでもございますので、地元とも相談して、できる限り残しながら、通行とかいろいろ支障にならないように対応していきたいと思っております。

辻下委員 はい、ありがとう。

谷崎委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 先ほどの中原委員の要望にありました集中豪雨と、あと河川と道路、構造上の問題で検出されている箇所についての対応は、原課はどのように考えておられますか。資料とか提出できるのですかね。南海電鉄の高架下でも水があふれていたところがいろいろあるのですが、集中豪雨と構造上問題になっているような箇所を把握しているのであれば、何か資料提出は今後可能でしょうか。

小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 過去にあふれたところにつきましては、改善できるところは常々予算要求等も行つて対応していておりますので、今どこがっていう資料っていうのは特にないんですけども、ただ大雨時にあふれそうなどこっていうのは、それは水路が狭いとかいうよりも、ごみが詰まりやすいとか、そういうところは雨降る前に点検やつて、対応はしてしております。

あと、もう一つ、南海橋につきましては、大阪府さんのほうで把握もしており

ますし、大川の河川改修の区域になってると思います。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 すみません、一つ、その件に関わって提案なのですが、せんだっての台風と、前線による大雨で一定の被害といいますか、被害と言えるところまでではなかったにしても道路に水があふれたということも含めて、恐らく全員協議会等でまとまって説明をいただく機会があるのかと思っっているのです。それで、そのときに併せて、特に水路からの越水の場合、その原因を箇所ごとに、その説明のときに明らかにしていただければ対応が必要なのか、先ほど小坂課長がおっしゃるように、一時的な清掃活動を行うことで対応できるものなのか、その振り分けができるのではないかと思っっていて、そのような格好で町内全域を含めて対策が必要のところはどこなのかというのは、私たちに見える形でご報告をいただければどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

谷崎委員長 今、中原委員から提案がありましたが、議会、委員会としても町内のそういう豪雨対策あるいは危険箇所というのですかね、過去に事例があった一覧を把握したいと思っますので、可能でしたら、また、ご提案をお願いいたします。

谷崎委員長 反保委員。

反保委員 この今言われてます水害は、中原委員、どこの場所を言われてるか、ちょっと分かりませんが、この淡輪にしてでも、深日にしてでも、今水害があれば、1か所だけでなしに、各地域どこともひどい状態があるわけですから、皆、その地域におられる人は、今中原委員が言われてますように、みんながそういう願いが持つてると思っんです。だから、1か所、2か所ではなしに、多くの場所ですういった箇所がなってますから、現状から見たら、やはりそれは水害のないようにするのが一番でしょうけど、現状見たら、とてもじゃないけど、無理な状態が発生してると思っのですけど、辛抱せいというそういう意味ではなしに、ひどい状態が各地域に発生してるとは思っます。

谷崎委員長 奥部長。

奥都市整備部長 まず、参考なんですけども、今回の大雨で待機させていただいたときに、淡輪の17区におきまして、南海本線に近いところで、一部水路のほう越水しまして、道路が冠水するというような状態になっております。そこにつきましては、どういう状況だったかといいますと、スクリーンにごみが詰まると。

そういったことがありまして、今後そのスクリーンを設置している場所を、少し改修する必要があるということで、今後計画を立てていこうとしております。一番大きかったのがその現場かなと考えております。

谷崎委員長 中原委員の話がありましたけど、そういう対応をしてもらっている箇所、あるいは改善すべき構造上の箇所がある場合は、一覧があれば、ありがたいということでございます。

また、全員協議会等でご報告をいただきたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

出口副委員長 はい、委員長、どうぞ。

谷崎委員長 2ページの番川右岸のグレーチングですか、82万5,000円の。5ページの図ですが、この祇園橋からこの作業箇所に至るまでは既にグレーチングができておりますが、このちょうどカネショウの工場、住宅の前だけのグレーチング工事となっておりますが、ここからもう一つ下の橋までのもう80メートルぐらいですが、住宅のところの改修は今後計画されるのでしょうか。特定箇所だけのグレーチング解消では、日々通るところなのですが、さらにこの下流側もかなり開渠になっていまして、暗渠というか、グレーチングが必要ではないかと思うのですけれども、その計画はどう考えておられますか。

出口副委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 今回、こちらのほうの補正上げさせていただいたのは、ちょうど、ここが若干なんですけど、広いんで、淡輪の漁港へ向かうトラックとかと皆さん対向するときに鉄板の上に乗ってがたついたり、蓋がないっていう状況でしたんで、今はここの計画のみで、続きは今は予定はしてないんですけども、また、現場等を確認しまして、ちょっと検討はしていきたいと思います。

出口副委員長 谷崎委員、委員長。

谷崎委員長 一特定の箇所だけに対応するのかと思われることのないような計画性を持って進めていただきたいと思います。住宅の塀、入り口部ではない、塀部分にする、暗渠にするというのも少し難しいのかもしれませんが、現在、改修しようとするところは既に鉄板で全て蓋していまして、それほど問題がないのではないかと。ただ、グレーチングするほうが交通上よろしいかと思っておりますけれども、さらに下流に下った狭いところでの対向もございますので、そこが全部開渠っていうので

すかね、蓋がされておられませんので、今後対応を考えていただきたいと思います。

出口副委員長 要望でよろしいか。

谷崎委員長 要望です。

出口副委員長 では、委員長にお返しします。

谷崎委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第54号「令和3年度岬町一般会計補正予算(第5次)について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

谷崎委員長 満場一致であります。

よって、議案第54号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

次に、議案第57号、「工事請負契約の締結について(令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事)」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷崎委員長 本件について、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第57号、「工事請負契約の締結について（令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事）」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

谷崎委員長 満場一致でございます。

よって議案57号は、本委員会において可決されました。

次に、議案第60号「町道路線の廃止及び認定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略いたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷崎委員長 本件について、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 前にもこの工事の周辺のこと質問したことがあったのですが、参考図ということで、議案書に添付されている3ページの図面がありますけれども、6ページのほうが分かりやすいのか。どちらでもいい、要はね、前にも言ったのだけれど、この該当する箇所の出発地点に近いところで、オークワの店舗がありますよね。周辺の工事というような格好で、同時にこの交差点のオークワ側の角、ここについても手当てができないかということの前から言っていて、考えてみませぬ的な回答はいただいていたように思うのですが、これは昨年度中の議論の話だったように思うのですが、そのことも併せてご検討いただいているのかどうかお聞きしておきたいと思います。

谷崎委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 中原委員の質問にお答えします。

オークワ側についてなんですけれども、今の計画では既存の交差点は触らずに新

たな道をつくる計画にはなっております。議員おっしゃっているオークワの入り口ってというのは池谷川という川の上に鉄板がかかったりしてる箇所にはなるかと思うんですけども、ちょっとその辺りも改修することができるかどうかにつきましては、構造的な問題もございますので、併せて1回ご検討させていただきます。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 ご検討をよろしく願いいたしますと言うしかありませんので。ただ、このことは、私はもう数年前から地域の方にご要望いただいて、複数人からですね、いろんな角度からのご要望をいただいています、オークワに自転車でこの角のところから自転車で上がるという方、歩いて上がるという方、そういう方にとっては、道路の面から歩道まで上がる、その斜めになっている斜面がよく崩れてくるわけなのです。そこに手当ても適切に、手当てもして下さったりしているんですけど、これはやはり抜本的な対策が必要ということで、これまでも担当課に直接も含めていろんなところで提案をしてきたところですから、この機会に改めてよくご検討をいただきたいと要望しておきたいと思います。

谷崎委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第60号「町道路線の廃止及び認定について」、原案のとおり可決することと賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

谷崎委員長 満場一致でございます。

よって、議案第60号は、本委員会において可決されました。

議案第64号「岬町立みさき公園条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷崎委員長 質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今回のご提案は先行開園に伴って、みさき公園条例の一部を変更する必要が生じたという事情は理解しているのですが、そうであるならば、本格開園、これはあれかな、その数年後ということになるかと思っているのですが、本格開園後に、また、このみさき公園条例を改定するという必要が生じるのでしょうかという、そういう素朴な疑問が生まれまして、それをお聞きしたいということが1点目です。

それから、ドッグランのことなのですけれどもね、今、ドッグランを設置して、もう活用していただいていると思うのですが、ドッグランは、私の認識では取りあえずと言ったら怒られるのですが、できるだけ早く設置したいという思いもあって、また、ご協力いただける事業者もあってあそこに設置したということのように印象を持っていたのですけれど、ドッグランを移設する、要は入園ゲートより中に、もう少し違う格好で設置し直すということは今後考えているのかどうか。

それから、行為の禁止と言われているもので、第5条になるのですけれども、もともと今回の提案はその行為の禁止の中に動物を引き連れること、ただし、以下に掲げる場合を除くということで、盲導犬を連れてとか、ドッグラン施設の利用とか、そういうことはオーケーですよという提案なのですが、もともと行為の禁止の中に立入禁止区域に立ち入ることっていう表現がもともとあります。これは、今回は特に触らないわけですよ。それで、そうなのだけど、新たに6条を変えますということで、6条で使用の禁止または制限ということで、工事のためやむを得ないと認められる場合においてはという前提が付加されるわけなのですが、わざわざこれ、必要なのかというのが、私の素朴な疑問なのです。5条のところで、立入禁止区域に入ることが禁止、既にされている。そこでさらにまた6条で入ってはいけないところへは入らないでという、重ねて必要なのかと、素朴な疑問ばかりですみませんが。公園全域に入れないという時期が来ることを考え

てこういうことになっているのかと思ったりしているのですが、その辺りの説明をいただきたいと思います。

それから、新旧対照表の中で、13ページ中の7ページに、第1表が掲載されておりますけれど、旧では有料公園施設駐車場となっているのです。新で今回の提案となっている有料公園施設の種類ということで、一番上にみさき公園駅前自動車専用停留所と書いているのだけれど、これはいわゆる今の駐車場のことを指しているのか、どうしてこんなに小難しい表現をしているのか、教えてほしいと思って見ていました。

それで、この第1表に改めて、それで、その園内既設駐車場との違いもよく分からなくて、どこのことを指しているのか、教えてほしい、駐車場に関わっては、そう思っています。

それで、野外ステージをここに追加するのは、岬町が管理している間に野外ステージを使ったらお金をもらえるようにしておくという意味で受け取ったらいいのでしょうか。その辺りのことを教えていただきたいと思っています。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の今回の条例改正でございますが、先行開園に伴っての改正という形になってございまして、今回みさき公園の用地のほうで、南海から全て引渡しを受け、先行開園をするという事象が生じたことから、必要な改正を行ったという趣旨でございます。もちろん本格開園する際に、また、条例の内容の組み直しが生じた場合は改正を行っていく形になろうかと考えられます。1点目につきましては、以上でございます。

それで、2点目、よろしいでしょうか。2点目のドッグランの設置でございますけれども、現在いわゆる前園エリアといわれるみさき公園駅から、旧のみさき公園のゲートの部分に至る緑地の一部にドッグランを設置しておる状況でございます。ただ、これ、移設するかどうかという部分なんですけれども、今後、現在進めております新たなみさき公園整備等運営事業の公募が控えておりますので、そちらの事業者等との協議もあるかと存じますので、こちらを移設するかどうかというのは、そういったところの状況も踏まえながら、また考えていく内容になってくるかと考えております。

それと、3点目、行為の禁止でございますけれども、こちら、第5条のほうで行為の禁止ということで、みさき公園内で行ってはならない行為ということをごちらの条項のほうには規定しております。それで、第6条のほうなんですけれども、こちら、使用の禁止または制限ということで、こちらで想定されているのが、先ほども申し上げた新たなみさき公園の整備運営等事業の中で、事業者が決定した場合、その工事を実施していく場合、公園の使用自体を一時禁止したりとか、このエリアは整備をするから立ち入れませんよとか、このエリアは使えるけども、このエリアは工事のため使えませんよとか、いろいろなそういった使用をするに当たっての制約が出てくるかなと考えられますので、そういったところの事象に対応するためにこういった規定を設けているというところでございます。

それと、4点目の別表第1のところでございます。表現が分かりにくいというご指摘、誠に恐縮なんですけれども、このみさき公園駅前自動車専用停留所なんですけれども、これは現在みさき公園の駅前、観光案内所がある前の広場に与田病院とかメモリアルパークとかそういったところのバス等がとまっておるかと思うんですけれども、あのエリアの部分を指して、みさき公園駅前自動車専用停留所という形で規定させていただいております。

それで、ほかの駐車場との違いなんですけれども、この駅前自動車専用停留所は一定の法人等に定期的に月額の使用料を取ってお貸ししているという形になっておりまして、園内の既設駐車場というのが、いわゆるこれまでみさき公園の駐車場として利用されてございました精算ゲートを通過する駐車場になっております。駐車場の違いにつきましてはそういった形になっております。

それでまた、野外ステージなんですけれども、これまで条例の中で使用料を取っていたところは南海さんから、旧の有料エリアの引渡しを受けてませんでしたので、こういったことはできませんでしたが、今回先行開園するに当たって、町のほうでオープンな場所として開放しておりますので、そちらを幅広く使っていただけるように有料公園施設という形で条例のほうに規定させていただいてると、そういった内容になっております。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 よく分かりました。

大変初歩的なことをお尋ねして恐縮なのですが、このみさき公園条例の対象範

園内がよく分からなく、実はなりまして、今書いているところで言うと、いわゆる旧国道から海側の広い範囲、駅前も含まれるということなのですね。待ってください。それは確認を。何か私もぼんやりと見ていて、何かこう、入園ゲートから中のこととか勝手に思い込んで、この提案を見ていたわけですが、そういうば違うなど、今気がついて、すみませんね、初歩的なことをお聞きしますけれど、その範囲内、この条例の対象となる範囲内を改めて教えてください。

それから、今いろいろお聞きして、おおよそについては理解ができました。それで、改めてもう少し聞くのですけれども、第6条で、今の条例は利用の禁止または制限ですね。新しく提案されているのは、使用なのですね。これは何か意図があるのでしょうか、利用と使用、これもこの機会に聞いておきたいなど。

それから、最後にお答えいただいたみさき公園駅前自動車専用停留所については、位置がよく分かりました。それで、そこをいわゆる本当に停車する車両について使用料を求めるということは分かったのですが、今例に挙げたのは法人、与田病院の利用の場合、あそこであったら、あれかな、大型車になるから月額1万8,000円支払っていただくということになるのかと思うのですが、普通車は月額6,000円ですね。それで、気になったのがタクシーの利用ですね。タクシーについても第一交通があそこは停車位置を確保してということになっていたかと思うのですが、タクシーについても利用料金を頂くということなのか。その点についてもお聞きしたいと思います。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のご質問にございましたみさき公園の範囲の部分でございますけれども、いわゆるこれまで管理しておりましたみさき公園の駅からメインゲートまで至る部分、駐車場も含まれますけれども、そういったいわゆる前園エリア部分と、それと併せて、この7月から先行開園しております旧の有料エリアといいますか、いわゆる遊園地であるみさき公園、これがあつたエリアです。あと、これに加えて長松自然海岸のところを含むエリアがみさき公園のようになってくるのかなというところでございます。利用と使用の違いについてはお調べさせていただきましてお答えさせていただきたいと思うんですけれども、まず先に、駅前停留所のタクシーの利用のお話があつたかと思うんですけれども、こちらについてご説明させてい

ただきます。タクシーにつきましては以前にも議会のほうでご質問をお受けいたしましてご説明させていただいたんですけども、岬町の場合バスも通ってますけど、バス等の本数が少ないというところもあったりする中で、タクシーが公共交通の一部の役割を担っているというところもございますので、こちらの第一交通さんの部分につきましては無償という形にさせていただいております。これにつきましては他団体の状況も調べておりまして、駅前に駐車しているタクシーから使用料を取っているのかというのを他団体等にも確認したんですけども、この近隣では無償でタクシーを停車していただいているという話を聞いてますので、そういったところも含めて総合的に判断しまして無償という形にさせていただいております。

谷崎委員長 よろしいですか。二つ目は別途回答ですか。

新保産業観光促進課長 利用と使用の違いについては、別途回答させていただいてもよろしいですか。

谷崎委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 私からも何点かお聞きします。

まずは、この概要、資料からなんですけど、この中の建ぺい率のことを変えようとされております。今までは100分の2と、この建ぺい率、都市公園条例においてはこの建ぺい率を100分の2と規定しているというところですね。今回集客能力や収益性の高い魅力ある公園施設を設置することが必要であるということで、みさき公園の建ぺい率を100分の6とする特例規定を追加するというようになっておりますが、この根拠、要は何かを想定してのこの数字、6という数字なのかということと、なぜ今これを変えようとしているのかということをお聞きしたいです。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の建ぺい率につきまして、根拠の部分になってくるかと思うんですけども、こちらにつきましては、都市公園法ではもともと都市公園に公園施設として設けられる建築物の建設面積の総計を出したいいわゆる建ぺい率、こちらに

つきましては100分の2を参酌して都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないという旨が規定されておりまして、現行の岬町都市公園条例においては100分の2というところでございます。これが現状でございます。

それで、今回これの根拠なんですけれども、都市公園法が平成24年の法改正により100分の2を超えてはならないという従来の基準を十分斟酌した上で、地域の実情に応じて当該地方公共団体自らが条例で定めることができるということがなされた形になっております。それで、本町といたしましては、他市の事例等も調査いたしますと、100分の4から100分の10という範囲でこういった特例を適用している団体がございましたので、このような法規制や法改正の経緯、実情などを踏まえて、本町では100分の6という形で規定しているというところでございます。

それで、なぜこのタイミングかというところなんですけれども、都市公園でございますみさき公園につきましては、従前から本町のにぎわいの創出または集客及び観光の拠点となっておりましたから、今目指しております新たなみさき公園におきましても、基本的な方向性としては同じような形の、やはりにぎわいの拠点というところにしていきたいなど考える一方で、本町の厳しい財政状況や民間ノウハウや活力を活かすため、今回PFI事業という形で事業者の公募のほうを進めておりますが、やはりその中では独立採算型、これを目標にした事業スキームを立てておりまして、このような事業スキームを可能とするためには、集客能力や集客性の高い魅力のある公園施設が設置することが必要であると、そういったところを踏まえまして、今回この都市公園の建ぺい率の部分につきまして特例でございます100分の6を改正したというところでございます。

谷崎委員長 松尾委員。

松尾委員 もう少し踏み込んで説明いただきたいのですけれども、この6という数字のその根拠というのを教えてほしかったのです。にぎわいとか収益性の高いということはよく分かるのですが、なぜ、この6なのかということをお伝えいただきたいということをまずもう一度聞きたいと思います。

もう一つ、なぜ今なのかというタイミングなのですが、昨年このみさき公園条例というものをつくったということから、今回改正をするということで、それ

では、もう前々からその集客能力や収益性の高い魅力ある公園づくりというのが必要だという認識であったのか。いや、そのときはそうではなかったのだと思われていたのか。もし、思われていたのだったら、そのときからもう既に変えておくべきではなかったのかということなんですけれども、その辺りはいかがでしょう。

吉田都市整備部理事 再度質問いただきましたので、先ほどの答弁の補足も兼ねてお答えさせていただきます。

都市公園法は、昭和31年施行の法律で、施行時から建築物の建築面積は100分の2を超えてはならないと規定されており、そもそも都市公園は景観、緑を生かしたオープンスペースであることから、公園内に建てられる建物は100分の2を超えてはならないという法律で始まりました。そして、本町の都市公園条例においても100分の2として進めてきたところですが、平成23年の地方主権改革の第2次一括法の改正がありまして、それに対応する形で都市公園法の一部改正もされました。その中で、それまで100分の2を超えてはならないとされていた建ぺい率が、時代の変化に対応すべく、100分の2を参酌して地方の実情に応じて条例で定める割合というふうに改正されたものです。

また、何故今時点で100分の6に改正する必要があるのかというところですけども、法律の改正経過もある一方で、これまで南海が運営されてきたときは、一定の面積制限が設けられておりました。これはなぜ面積制限を設けられたかといいますと、以前にも申し上げましたかと思いますが、昭和31年に都市公園法が施行され、昭和45年の建築基準法の改正によって、既にみさき公園に設置されていたイルカ館と野外ステージの観覧場が、建築基準法上の建築物としては不適格な建物ということとなり、そのときにみさき公園内に建てられていた建築物の総面積の1.2倍を超えてはならないという制限がこれまでの間ずっと加わってきてたわけです。それがおよそ9,235平米だったかと思うんですけども、そういう形で、これまで南海さんは運営されてきたわけです。

そこで、南海さんの撤退の申入れを受けて、町が新たな事業者の募集を行うことになったということで、その募集要項には、要するに、すでにイルカ館は撤去されておりますが、野外ステージは今も残っています。この野外ステージを残した形のままになると、これまでと同様に9,235平米を超えられないわけです。

けども、事業者の提案によって取壊しも可能としていますので、事業者がそれを取り壊すという提案を提出してきたときには、今度は建築基準法の縛りがなくなります。要するに、建築基準法と都市公園法のいずれか低い建ぺい率が適用されるということになり、野外ステージが取り壊されれば、都市公園法の基準が適用されることとなります。建築基準法では、60%の建ぺい率がありますので、相当な面積が建てられますけども、今度は都市公園法の適用となり先ほど申し上げたオープンスペースに必要な建物しか建ててはいけないよっていう2%の縛りとなるわけです。

そんな中で、都市公園法上の2%の建ぺい率が時代背景とともに緩和されてきて、大阪市なんかですと4%、ほかの事例では群馬県高崎市であれば100分の10というような率を適用してます。それは地域の実情に応じてということになりますので、何で6%という判断をしたかといいますと、南海さんがその9,235平米でいきますと、33ヘクタールありますので、およそ3%ぐらい。そこに南海さんはプールや遊具といったような工作物、建築物に該当しない工作物等を設置しており、これらを含めると4%ぐらいになります。要するに、4%で南海さんは運営されてきた中で赤字が続いたということをもつ目安としました。そして、サウンディング調査の事業者のご意見の中で、もう少し緩和していただきたいというお話もいただきましたので、2%、実質4%、さらにもう2%を上積みして6%に改正しようというのが検討の経緯でございます。

谷崎委員長 松尾委員。

松尾委員 一つ疑問になったのが、改正がたしか平成23年の8月30日ですよ。そこで、建ぺい率というのを各自治体に変更できるようになったということは分かるのですが、その以前ですけれど、南海からそういった打診がなかったのか。最近でしようけど、平成23年というと、開園されていたときだったと思うのですが、そういった打診がなかったのかというのをまず聞かせてください。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 古いときの町と南海さんとの協議経過っていうのは存じ上げておりませんけども、先ほども申し上げてますとおり、南海さんは昭和45年の建築基準法の改正によって、そのとき建っていた建築物の総面積7,200平米の1.2倍までしか建てられないという制限がずっとこれまで加わってきて、それはイ

ルカ館と野外ステージの観覧場の設置が原因で、公園のメイン施設といってもおかしくないようなイルカ館を南海さんとしては存続して運営していきたいという意向があったんだと思います。ですので、そこに観覧場がある限りはその縛りがずっと継続してきますので、9, 235平米しか建てられないということになるわけです。ここのところの運営でいいますと、南海さんは何か新しいものを導入しようとしたときは、人気のない施設を取り壊して、そこにまた新たな建物を建てたりしてきたというふうに聞いておりまして、これは都市公園法の適用ではなくて建築基準法の規制に基づきここまで運営してこられたということになるかと思えます。

谷崎委員長 松尾委員。

松尾委員 その辺りがまだ少し釈然としないのですけれどね。要は、このタイミング聞いた中の話なのですよ、そこもね。幾つか改正になっているのに、その時々で話をされてこなかったのか。要は、みさき公園というのを平成23年からこれ改定されてますけれども、そのときのその時代に合ったような法律、そして、現状に合うようなものが、そういう下支え、まちとしての下支えというのがあってよかったのかと思うのですけどね。今、全部取り壊してから100分の6、今しますよというのが、今のところ、まだ釈然としないなということの意見です。

あと、これはまあいいとして、次に質問したいと思うのですけれども、この料金表ありますね。これでいうと、新旧対照表の別表2、第2ですよ。ここに駐車場の料金とか、あとそれ以外に、例えば業として行う写真撮影とか、あといろいろその時々で日額の金額が載せられております。この金額の料金設定の根拠、これも教えていただきたいと思うのです。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 こちらの料金設定につきましては、本町の行政財産の使用料徴収条例と、都市公園条例を参考にしている形となっております。

谷崎委員長 松尾委員。

松尾委員 そうすると、例えばですよ、例えばですけど、これ何ページになるのかな、13ページ中の11ページの料金表にあります、例えば業として行う写真撮影から行商、露天、その他これに類するものまでの料金設定、例えば、今ですけど、今のことで考えると、集客能力といたらほぼゼロですよ。そこに、例えばみ

さき公園を使う場合、行商、露天であれば、1平方メートルでいくと400円かかりますよと、日額400円かかりますよということですが、この辺りも何か岬町独自で戦略的にこうしていくよということではなくて、行政財産もしくは都市公園条例に基づいて自動的に算出しているんだよということではないですか。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 説明不足がありました。本町の行政財産の使用料徴収条例と都市公園条例を参考にしておりますのが、それは、委員おっしゃる行商、露店部分の少し上の自動販売機の手前までとなります。そして、自動販売機以降が新規に設定した部分で、自動販売機については本町での実例としてさんぽるた等に設置しておりますので、これを参考にしたところです。

(3)の写真撮影と映画、露天というところは、別表2の(1)の土地を使用する場合の使用料を1平米当たり40円としてますので、およそ500平米ぐらいではないかと想定をし、映画の撮影だとおよそ1,000平米ぐらいは使うだろうということで、料金設定をしております。

そういうことで(1)の土地の使用する場合を参考に、その下の協議会、集會等についても使用面積1平米当たりにつき日額40円として、行商・露天の場合は営利を目的にされるという考え方で、その10倍の設定をさせていただいたところです。

谷崎委員長 松尾委員。

松尾委員 例えば、これでいくとして、今後も事業者が全体、みさき公園を全体を運営してもらえる事業者が手を挙げてこられなかったと、決まらなかったという場合において、それでもこの料金体系でいくのかということなのではと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

こちらの条例の料金体系でございますけれども、私どもといたしましては事業者の公募を進めてますので、事業者が決まればまた協議し、もし、決まらない場合はどういった形にしていくかっていうところにつきましては、その時点でまた判断して検討していく形になるかと存じますので、今現時点でちょっとどういった形にしていくかというのは具体的なお答えは、今後検討していくというような形

になると思います。

松尾委員 私からもう2点だけにします。

さきの全員協議会でみさき公園のイメージ図というのが配られたところであり
ますけれども、そこには既設の今ある駐車場というのが何か違うものになって
いて、駐車場が奥になっていましたね、あの図では。海沿いの一部が駐車場にな
っていたというのがあったのですけれども、例えばその図のような状態になった
場合でもあの料金設定、この駐車場の料金設定になるのか。また、このイメージ
図、もちろんイメージだということは分かるのですけれども、町長が以前駐車場
を海沿いに持って行くのだということがきっちり反映されていた図になってい
るのですけれども、やはりこういうようなことを目指すのかというところを率直に
思うのですけれども、それはいかがですか。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

全協で提示させていただきましたイメージ図は、その際にも説明させていただ
きましたとおり、あくまでも町が考える参考イメージという形でお出ししたも
のでございまして、これは実際は新たな事業者を、公募型のプロポーザル方式で提
案を受ける形としていますので、それを縛るものでもございませぬので、それ以
上のことではないという回答になるかと思えます。

谷崎委員長 よろしいですか。

松尾委員 はい。

谷崎委員長 ほかに質疑ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 これは要望なのですが、みさき公園の駐車場のことを書かれているので、
少し言いたいのですが、今現況、みさき公園の駐車場ですけれども、料金の看板
というのが直前でないと、幾らかというのが分からない状態になっていますよね。
看板が非常に小さい。これって、行ったけれども、ああちょっと違うなと思って
引き返すこともできない状態になっているので、例えば利便性を考える、利便性
というか、正当性というか利便性を考えるのであれば、もう少しこのみさき公園
の駐車場の看板というのを手前に持ってくる、そして、大きなものに変えてはど
うかということなのですが、これは要望としておきます。もし、それで

答えできるのであれば、お答えいただきたいと思います。

谷崎委員長 対応はございますか。

新保課長。

新保産業観光促進課長 駐車場の料金の表示が分かりにくいということでございますので、

また、当課のほうで対応を検討して進めてまいりたいと考えております。

谷崎委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員 少しいいですか。お答えいただいている部分があるのですが、それは、

谷崎委員長 行為の禁止ですか、あれですか、使用の禁止。それは別途回答。

出口副委員長 行為の禁止は分からないので、また別途。

谷崎委員長 別途という回答でしたけれど。

中原委員 はい。それについて確認なのですが、本来であれば、審査中に出た質問については討論や採決が行われる前に回答いただくべきものなのです。近いうちに回答、もし、見通しが立っているのであったら、休憩していただいて、回答をいただいてから採決に移るべきだと私は思っているのです。いや、ただ、時間かかるのであったらもう採決に行ってもらっていいのだけれど、運営上、そこはきちんとしておいていただきたいということなのです。

谷崎委員長 休憩。

吉田都市整備部理事 恐らくなんですけども、このあとの8条とかが使用料とかになってますので、前回は利用の禁止としていたところを表現上、使用料に合わせて使用の禁止としたものと考えてるんですけども、ちょっと確実なことをお調べしたいので、少しかお時間を頂けたらと思うんですけども。

谷崎委員長 西部長。

西総務部長 法制担当という立場でお答えさせていただきたいと思います。なかなか使用と利用の区分というのはしにくいところがございます。ただ、一般的に言われているのは、使用というのは特定の目的のために使うことが使用で、利用というのは本来の特徴や機能を生かして使うことが利用というふうに区分されている例が

ございます。今回公園として使う場合、その目的の捉え方によって使い方が変わってくるんですけども、この条文、構成を見ていただくと分かりますけども、ほとんどこの使用ということで、特定の目的で使うという表現で統一しておりますので、利用という表現よりも使用という表現で統一したほうが良いということで、今回訂正させていただいているとご理解いただけたらと思います。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 今聞いている範囲だと、賛否に関わるほどの重大なことではないと思いますので、今、西部長の説明も含めてお聞きした範囲の理解でいいということであるならば、後で特に回答もなくてもいいし、もし特別な何か事情があつてということがあるのであつたら、後で聞かせてくれたらいいけれど、採決に移っていただいて差し障りはないと思います。

谷崎委員長 続行いたします。

ほかの質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 討論はございませんか。

続いて討論を、はい、松尾委員。賛成ですか、反対ですか。

松尾委員 反対です。

谷崎委員長 反対、はい。

松尾委員 よろしいですか。この件ですね、反対の立場で討論に加わります。

この反対の理由の、まず最たるものとしては、料金設定に関わるところでございます。今現在、この集客能力が全くゼロの施設であります。その中で、この料金設定というのは、果たして利用される方がいらっしゃるのかというところの懸念が拭えません。以前のように、例えば年間40万人以上の集客能力のあるものがあつたとするならば分かる話でありますけれども、今はそうではないということですよ。そうしたら、どうすべきかというところで、私の考えとは真逆の考えだと申し上げておきたいと思ひます。

今、もちろんPFI事業で開発、そして運営される事業者を公募しようとしているけれども、その先が今でも見通せない中、これがいつまで続くのかということになってきております、もう既にね。もう2回も失敗されておりますからね。そんな中で、この料金設定をされるのはいいんですけども、ただ今の現状を考

えると、とてもじゃないけど、これでは利用される人は本当にいないのではないかなと私の思う考えでございます。

逆に、例えば、この事業者が例えば運営、開発するまでは、この例えば条例でいくと。その後をこれで行くということでは分かるのですがけれども、いきなりこのような高いハードルで設置されるというのは私はいかがなものかなということも1点申し上げおきたいと思えます。

もう一点、この条例の概要を見ていると、私、先ほど言いましたように、集客能力や収益性の高い魅力ある公園施設を設置することが必要であると、ここでは言われておりますけれども、私が今年の初めの頃に、総合計画の審議会の委員であったのですが、そこで例えばこのみさき公園の目標指数、目標指標ですよね、というところをやはり明確にしていくべきだということでお伝えしたのですが、ただ、そのとき西部長がお答えになった答えとしては、都市公園であるこのみさき公園は、本来住民の憩える場所で、収益を上げる場所ではないとはっきり言われているんですよね、この場で。しかも、議事録にも載ってます。そういうところでいくと、ここでもやはり方向性、その行政の中での方向性、ビジョンというのにずれがあったのだなと、もう改めて思わざるを得ないと申し上げておきたいなと。本当に行政が一つになって同じ方向を向いていると思えるような今までのご回答であれば納得できるのですが、本当に矛盾が伴っているなということも添えて反対の討論とさせていただきます。

谷崎委員長 賛成討論ございますか。

竹原委員。

竹原委員 この委員会での議案64号につきまして、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

私、議会の初日、延びまして、一般質問のときに、みさき公園の暫定利用の間に、できるだけぎわいをつくってほしいといった中、出されていた議案を見させていただいて、一般質問もしたのですが、やはりこういう場でしっかりと議論することによって気づくこともありました。やはりこの料金を決めることによって暫定利用の間にも使いやすい指針ができたのかと。また、この条例を改正することによって、分かりやすい募集ができるというように思いました。事業者にも使っていただけるのではないかと思います。なお、そして、この条例はや

はり次の事業者が決まるまで、決まった後には、またその都度議会で変更もできると認識しました。

以上の点から、このみさき公園がこのイメージ図以上のものにできるのではないかと確信しましたので、賛成討論とさせていただきます。

谷崎委員長 次に、反対の方いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 賛成の方。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 これで討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

議案第64号「岬町立みさき公園条例の一部改正について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

谷崎委員長 挙手多数であります。

よって議案第64号は、本委員会において可決されました。

次に、認定第1号「令和2年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。

よろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷崎委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の10ページから16ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料10ページの款15、項1使用料、目4土木使用料、節4都市計画使用料のうち、公園使用料(駐車場)というところでお尋ねいたします。

これは公園使用料なのですが、多目的公園のことを指しているのかと思ったり

していますが、予算と比較すると、収入としては少し少ない、少しという程度かと思うのですけれども、これはコロナの影響などがあってのことかと思って見せていただいています、そのあたりの事情があればお聞きしたいと思います。

それから、同じページの一番下の無線基地局設置使用料、この無線基地局はどこのことなのか教えていただきたいと思います。

谷崎委員長 よろしいですか。

中原委員 はい。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の公園使用料なんですけれども、こちらのほうなんです、みさき公園の駐車場の使用料となっております。それが260万3,400円となっております。

それで、2点目の無線基地局使用料でございますけれども、こちらなんです、道の駅みさきのほうにKDDIさんの無線基地局がございまして、そちらの使用料となっております。

谷崎委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 了解いたしました。先に説明いただいたみさき公園の駐車場については、おおよそ予想していたとおりの利用状況になっているかどうか、重ねてお聞きいたします。

それから、委員会資料の11ページなのですが、一番下の目8商工費国庫補助金のところで、暮らし応援商品券に関わって三つの課や担当にまたがって、それで全体として暮らし応援商品券の事業に係る費用が分かるようになっているのですけれど、それぞれがどういう役割分担をなさっていたのか、産業観光促進課としては何を行っていたのか、町長公室担当は人件費と思って見ているのですけれど、企画地方創生課はこの事業に関わってどういう部分を担ったのか、その辺りを説明いただけるとありがたいと思っています。

それから、委員会資料12ページの上から2段目プレミアム付商品券の補助金の記載があるのですけれど、これは何か積み残しがあったのか、昨年度中にプレミアム付商品券のお金の出入りがあったのはなぜだろうという素朴な疑

間にお答えいただきたいと思っています。

それから、もう一つ資料請求だけ。このページの真ん中より少し上辺りの総合相談事業交付金に関わって、これは就労相談への歳入ということかと思っておりますけれども、昨年度中の就労相談の実績を後ほど資料提供いただきたいと思っております。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のみさき公園の駐車場の公園使用料なんですけれども、こちらにつきましては、当初の見込みに比べてちょっと若干やはり少ない状況というところがございます。それと、2点目の暮らし応援商品券での当課の役割というところございまして、そちら、ご説明させていただきたいんですけれども、まず、暮らし応援商品券での産業観光促進課の役割といたしましては、商工会等の関係機関との調整とか、失礼しました。修正させていただきます。商品券を実際に取り扱っていただきます事業者さんの開拓ですね、こういったところをやっておりまして、あと、実際に事業者様のほうで使われた商品券の換金作業、こういったことを当課としてはやっておりました。

それで、次に、3点目なんですけれども、プレミアム付商品券のほうなんですけれども、こちらのほうがなぜこの令和2年度の決算に上がってきたかということなんですけれども、この事業自体は令和元年度に実施した事業なんですけれども、一部その繰越分がございまして、こちらのほうが国のほうとの補助金との兼ね合いで、令和2年度に入ってから事業者さんのほうにお支払いするような場合が3月末まで受付やったりしてましたので、どうしても振込が4月以降になる場合というのが生じまして、その際に生じた振込手数料でありますとか、換金に係る経費とか、そういったところが繰越分として、こちら3万程度上がってきておるとい状況になっております。

谷崎委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 中原委員の質問にお答えさせていただきます。

新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金暮らし応援商品券の町長公室担当分と、企画地方創生担当分の2点についてお答えさせていただきます。

まず、町長公室担当の分につきましては、この暮らし応援商品券を発行する際

に必要となりました臨時職員さんの賃金でございます。

もう一点目の企画地方創生課の担当の分につきましては、商品券の印刷、お店に貼り出すステッカー、それからチラシ、そういったもののデザインとか印刷費に使われた経費でございます。

谷崎委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 1点目にお聞きしたみさき公園駐車場の利用について、実績と申しますか、大型の車両と一般車両と利用実績がもし分かればお聞きしておきたいと思えます。私、これ、何かもっと少ないのではないかと考えていたから、思ったよりそんなに利用がぐんと減っているわけではないと思って見せていただいていたのですが、利用実績が分かれば教えていただきたいということが一つ目です。

それから、暮らし応援商品券について、それぞれの部課での役割分担についてお聞きしておりました。産業観光促進課が担っていた分野については、ここから商工会に委託をして、実際には行っていただいたものが大部分かという感じがしているのですけれど、企画地方創生課もそうかな。細かくはいいのですけれど、私どうしてそういうことを聞いたかという、入ってきたお金を使って、この暮らし応援商品券の事業を行ったと。この事業自体は非常に積極的なものであったと思っているのです。それで、今後またこういう取組をするようなことがあった場合に、なるべく委託に出さずに、岬町の直接のお仕事としていろんなことができたとするならば、委託費も含めて住民に還元できるのかとか、そういうことを考えたわけなのです。ですので、今後また似たような事業、今年度少なくとも似たような事業を行っていますよね。そんなときなどに、前までの経験を活かして、岬町がもう全面的に職員が全て、全ては難しいかな、でも、ある程度担えるようになっていけばいいなと思って、そういう分野ごとの担当についてお聞きをしておりました。今後またご検討をいただければと思います。

それで、1点お答えいただいておりますでしょうか。さきほどの。もし、分かれば、駐車場の実績についてお聞かせください。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

みさき公園の駐車場使用料でございますけれども、こちらの内訳といたしまし

ては、大きく分けまして二つございまして、一定の期間の定期利用っていうのと、あと、普通に駐車場入っていただいて一時的に利用していただく一時利用の二つがございまして、定期利用のほうにつきましては、こちらが172万6,000円という内訳になっておりまして、1か月、3か月、6か月っていうのがあって、それぞれ1か月が実績として9万円、3か月につきましては12万8,000円、6か月が150万8,000円と、こういった実績となっております。また、一時利用という形で駐車券を取って入っていただいて、また、利用が終わったら出ていかれるという通常の駐車場の利用形態の形ですけども、こちらにつきましては、普通車は248台で19万8,400円、大型車が2万1,000円というふうになっております。

それと、すみません、2点目にございました暮らし応援商品券のほうなんですけれども、先ほどちょっと私の説明の仕方がちょっと悪くて恐縮なんですけれども、暮らし応援商品券につきましては、商工会に委託せず、町のほうで事務を、私どもの産業観光促進課分については進めておったという形になっております。

あと、みさき公園の駐車場の実績で、一個漏れておりまして申し訳ございません。みさき公園駅前広場といいますか、先ほど条例の中でみさき公園駅前の停車場というようなところがあったかと思うんですけども、法人等が使ってる部分、こちらの実績なんですけれども、こちらが3事業者で64万8,000円となっております。これ、ちょっと1点目の実績のところの説明が漏れておりましたので、追加でご説明させていただきます。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。暮らし応援商品券は、これは私の勘違いですね。事業者支援金と少し頭の中が混乱していたのだと思います。了解いたしました。

委員会資料12ページの下から3段目の大阪府経営所得安定対策事業補助金と、それから一番下の農山漁村地域整備交付金、この二つのお金の充当先を教えてくださいなと思っています。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ご説明のほうの順番がちょっと順序逆になるんですけども、まず、農山漁村のほうなんですけれども、こちらにつきましては、歳出の6の2の2の52の林道橋梁点検診断委託料、こちらのほうに充当されております。

それと、1点目の経営所得安定対策事業補助金でございますけども、こちらのほうが6、1、2、55の経営所得安定対策事業、こちらのほうに充当をされておるとい形になっております。

谷崎委員長 もう一度お願いします。新保課長。

新保産業観光促進課長 経営所得のほうでよろしいですか。すみません。経営所得のほう
が6の1の2の55の経営所得安定対策事業のほうに充当されておるとい形に
なっております。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 すみません、経営所得のほう、決算書のページ数で言ってもらえませんか、す
みません、見つけれませんでした。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 すみません、153ページの農業総務費の部分に充当されておる
という形でございます。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 153ページの農業総務費の中で経営所得の補助金が充当されてる
のは、旅費が1,960円で、消耗品が9,981円で賃金が28万4,894
円です。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 そうなんですね。まあ、この決算書を見ても、我々には分からないですね。い
や、というのが、私この、これ府のお金ですよ。それで、補助金だから、経営
所得安定対策と書いてあって、ネットで調べると、何というか、農業者の方の経
営を安定させる、何かお米とか小麦とかを作っている人にみたいなのが書いて
あるから、農家の方に少し足しになっているのかとか考えて聞いたわけなのです。
でも、ちょっとあれですね、この補助金名から私がイメージしたものとは違う、

谷崎委員長 よろしいですか。

中原委員 待ってくださいよ、委員長。総務費の中で充当して使っているものなのだと
いことなのですね、分かりました、結構でございます。

谷崎委員長 ほかに質疑ございませんか。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。

再開は13時、午後1時といたします。

歳入の途中からの再開となります。よろしく申し上げます。

(午後12時01分)

(午後 1時00分)

谷崎委員長 事業委員会を再開します。

認定第1号の歳入につきまして、審議を再開いたします。

竹原委員。

竹原委員 この会計決算の歳入について、2点質問がございます。

14ページになります。委員会資料14ページ、下から2番目、市民農園利用料、こちら9,000円と上がっておりますが、単純に3件分かな、このように思っております。この市民農園につきましては、建てたときの経緯というのも分かるのですが、今後、岬町が市民農園といいますか、大きな流れの大規模な市民農園等を計画されている中、今後どのように運営していくのか。このまま令和4年、5年と続いていくのかどうか、そういったことの確認をさせていただきたいと思っております。まず、その答弁をお願いします。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの竹原委員のご質問にお答えいたします。

市民農園、こちらなんですけれども、深日地区でございます市民農園の収入となっております、3件分となっております。こちらなんですけれども、現在利用者数は少ない状況にはございますけれども、今後先ほど農とみどりの活性化構想とかのお話かと思うんですけど、そういった部分もあったかと思うんですけども、まだちょっとその部分が具体化、なかなかちょっとしていかない中で、こちらにつきましては当面継続して実施していくような形になるのかなというふうに考えております。

谷崎委員長 竹原委員。

竹原委員 当面は継続ということで、一つの質問ではないのですが、提案なのですが、現在岬町は民間の事業者と連携をするといったことで、いろいろアドバイスをいただいたり、そういうようなことを進めております。この市民農園の利用に関しても固定した観念ではなくて、その民間の方の意見を聞いたりとかそうい

う感じで、利用者増を図る、そういうことを役所の考えだけではなくて、そういうところで進めていっていただきたらと思っております。

次の質問ですが、15ページの上から5件目ですね。諸収入の海釣り公園納付金642万円、町に入れていただいております。全国津々浦々の海釣り公園、これが市町村が運営するところを見ていると、なかなかこういった感じで納付金を入れていただいている海釣り公園というのではないと言ってもいいぐらいだと思います。いろいろなところから、岬町に議員なり、議員団なりが視察に来るということになれば、やはり見学に行くのはとっとパークであったりするところで、とても珍しいところでございますが、この海釣り公園納付金に関しての質疑は、現在管理されている事業者と役所の関係といたしますか、特に従前より問題なく連携して事業を進めていただいていると思っておりますが、その辺の雰囲気といたしますか、気持ちといたしますか、それを教えてください。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの竹原委員のご質問にお答えいたします。

こちらの海釣り公園なんですけれども、小島フィッシングさんのほうに指定管理いたしまして、私ども担当課と緊密な連携を取りながら運営していただいているところでございます。こちらのほうですね、やはり町内においても非常に集客の見込める施設でございまして、例年多くの方にお越しいただいております。ただ、近年につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者のほうが減っておりまして、厳しい状況にあるというお話も指定管理者からは私ども聞いております。そういったところもございまして、令和2年度の納付金につきましては、分割納付でありますとか、前年度分の利用料金を納付いただいております、なかなか厳しい状況にあるということは私どものほうも理解しております。

ただ、こちらの運営につきましてはとっとパークさんのほうでも、いろいろと努力されながら進めておられるところでもございますし、町外から岬町に来ていただける貴重なにぎわいの拠点になっておるといところから、私どもといたしましては今後とも連携を図りながら、海釣り公園がより多くの方に利用されるようになっていくよう、協力しながら進めてまいりたいと考えております。

谷崎委員長 竹原委員。

竹原委員 明快な答弁と、内容もすばらしい答弁をいただきました。より一層事業者と連

携しながら進めていただければと思います。これは意見です。

谷崎委員長 副委員長。

出口副委員長 すみません、私も今の竹原委員の関連質問ですけれども、この市民農園を最初に開いた経過も私もよく理解をしているのですけれども、実際にまだこれから継続して行っていくという、今回答があったのですけれども、これ、年間に9,000円の歳入です。これ、実際税金を本当に無駄遣いしていると思うのです。トイレのくみ取りから始まって、今までこれは既に退職された職員が最初に担当された部分なのですが、そのときには十分に採算は取れますというように確約をここでしたのです。ところが、これから先、もう本当に3件の利用者があって、歳出の部分、経費ですね、それがどれぐらいの経費がかかっているか、その辺の詳細を教えてくださいませんか。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの出口副委員長のご質問にお答えいたします。

市民農園の歳出でございますけれども、令和2年度につきましては使用料及び賃借料ということで、市民農園の借地料のほうを地権者のほうにお支払いしておるとい形になっておりまして、昨年度はくみ取りのほうをやっておりませんので、その1,200円お支払いしてるんですけども、そちらが歳出となっております。

出口副委員長 いまだ歳出、経費が1,200円だけですか、実際に。これ、そうしましたらトータル、市民農園を開設するに当たって何百万円ものお金が動いていると思うのですよ、当初からいっただけです。それで、実際に、私も実はこの場所に関しては十分いろいろ把握してしまして、いろんな面でもう全部聞いているのですけれども、実際提供者の方ももう高齢な方で、そこの仕事はできないという形で、非常に本当実際に持ち主の息子さんも、ほかの企業へ働きに行っていて、いろいろ私にも相談があったのだけれども、これからの作業が大変ではないかと思うし、実際に3件の利用者であって、本当にこれから先、5年、6年続けていって、皆さんの税金をまた投与していくのはいかなものかと思うのですけれどもね。その辺、そして、最初からどれぐらいの経費がかかって、実際に歳出、歳入のトータルを一度お示し願えませんか。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今のご質問の内容でございますが、令和2年度のお話になりまして、繰り返しになるんですけれども、私どもとしては今年度につきましては9,000円の歳入をいただきまして、歳出としては1,200円の歳出をしておるというような状況になっております。市民農園についてのご意見というのは、今出口委員のほうからお伺いしたところも、私どもご意見として十分に受け止めて、今後また検討していければなと考えております。

谷崎委員長 田代町長。

田代町長 ちょっと補足をさせていただきます。出口委員さんおっしゃっているのは、坊の山の代替事業としてやった市民農園だと思います。これについてはおっしゃるとおり、もう長きにわたって耕作者が少ないもんですから、今言ったような収入になってると思うんですけれども、実はこれについては耕作放棄ということで、そのときのいろんな約束の中で、代替の市民農園を提供してくれというご意向が強く、そこで耕作されてる方の対応策として実施した事業であります。その中で継続してきたところですが、やはりもう耕作者もほとんどなくなってきているような状況ですので、廃止の方向でちょっと検討したいなと思ってますので、ご理解賜りたいと思っております。

谷崎委員長 出口副委員長。

出口副委員長 そういう町長のような回答であれば分かるのですがけれども、実際にこれから先、仮に年間に5万円なら6万円の、仮に税金を使うのであったら、歳入のほうは今実際は9,000円しか入らない中で、皆さん自分の町税を払っていただいているわけです。だから、もう採算の取れない事業はある程度考えていかなないと、今の新保課長の回答であつたら、まだまだ継続していきますということで回答があつたので、私聞かせてもらいました。それと同時に、最初の発足のときに、担当者が十分に採算は取れますということをこの場ではっきり確約したわけです。それが今こんな状態ですのでね、その辺もまた町長のほうで検討していただいて、いい方向性で考えてもらいたいと思います。

谷崎委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料12ページのここは款17項2府支出金、目7節1農業費補助金の

ところで確認をさせていただきます。

予算のときにはハザードマップの作成業務補助金というのが逢帰ダムを対象にしていたかと思うのですが、あったようではあるけれども、それが決算の中には見受けられませんので、何か年度途中で報告していただいていたら申し訳ないのですが、何か事情があったのか確認させていただきます。

それから、委員会資料14ページの海釣り公園管理基金繰入金についてお尋ねします。素朴な疑問が今になって出てきたのですが、予算は1,000万円ちょうど組んであったのですね。それに近い金額が歳入されています。この端数というのは一体何なのかと思って、今まで何にも思わずに、大体予算計上されていた金額が毎年歳入されていることが多かったものですから、何も考えずに今まで来たのですが、この端数は一体何かと思い、この機会にお尋ねするものです。

それから、15ページの府有財産使用負担金というのが予算のときには記載されていたのですが、資料を見ると、決算では見つけられなくて、これは予算のときに計上されていたものが、決算のときに項目が消えているということは、執行されなかったということであることが圧倒的というか、そういうものだと思いますけれど、これもそういう事情なのか。そもそも一体この負担金とは何なのか疑問が出てきてお尋ねするものです。

それから、歳出で聞いてもいいんですが、この機会に聞いておきたいと思います。その15ページの上から三つ目、道の駅みさき納付金、これは予算よりも大きな金額として入ってきているわけで、それを見る限り、集客等が順調なのかと、伸びを示しているということなのかと思って見ているのですが、集客状況、また、運営状況についてお尋ねいたします。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問のほうにお答えいたします。

まず、ため池ハザードマップの作成についてなんですけれども、こちらのほう、令和2年度の予算で要求しておったんですけれども、このハザードマップの作成の補助対象が、砂防ため池ということになっておりまして、逢帰ダムがコンクリート造ということで、こちらの補助事業の対象外となったというところで、その内容を受けまして、本町としましては補助金活用して事業を執行しようと考えておりましたので、こちらのほうにつきましては未執行ということになっておりま

す。

それと、2点目の海釣り公園の管理基金の繰入金の部分のお話でございます。こちらの繰入金のほうなんですけれども、これ、基金のほうから海釣り公園のほうで修繕等を毎年年次的に行っておりまして、そちらのほうの経費として使っておるものになっておりまして、予算のときに比べまして、入札であるとか、その他工事の契約をする中で、一定の端数が出てくるというのは致し方ない部分なのかなというところでございます。

それと、道の駅みさきの納付金のところのご質問についてお答えさせていただきます。

こちらのほうなんですけれども、道の駅みさきなんですけど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている情勢ではありますけど、多くの方にご利用いただいております。こちらのほうが令和2年度に納付されたものが令和元年度の分になるんですけども、388万になっておるということで、利用者のほうが道の駅みさきにつきましては右肩上がり伸びておるというところもございまして、そういったところから、利用者が増えたことによって、それに伴って直売所とかそういったところで多く消費いただいているというところで、売上げが伸び、それに伴い納付金も伸びておるというところでございます。

それで、参考といたしまして、道の駅みさきの来駅舎の状況のほうを申し上げますと、令和2年度が104万7,051人になっておりまして、令和元年度、こちらのほうは101万6,859人となっております。伸びておるといような形になっております。

谷崎委員長 吉田理事。府有財産の件です。はい、お願いします。

吉田都市整備部理事 あと1点、府有財産負担金のご質問があったと思うんですけども、こちらにつきましては淡輪海水浴場管理組合から、海水浴場を開設するための使用料として負担いただくものとなってまして、コロナの影響で開設中止となりましたので、令和2年度はゼロとなっているものです。

谷崎委員長 ほかに質疑、中原委員。

中原委員 一番にお答えいただいた逢帰ダムのはazardマップの作成を見送ったという事情についてご説明をいただきました。それで、これは必要な事業かと思っておりますが、今後のことと言いますと、対象になる補助金等を探して執行にこぎ着

けたいというお考えなのか、再度確認いたします。

それから、2点目の海釣り公園の管理基金の説明なのですが、私はよく分からないのですね。というのが修繕のために積み立てているお金だということは理解しています。ただ、それであればそれで、一旦まとまった金額が入ってきて、そこからまた歳出、別の項目に当然記載することになるのですが、歳出をしていくというものかと思っていて、お金を入れるときに、入れる前のお金から一定執行したその残りを歳入するという考え方で運営されるのですか。何か、私はそういう理解をしていなかったものですから。さきほどの説明だとそういうことになりますね。そこがよく分からないので、もう一回説明をしていただきたいと思います。

それから、道の駅みさきの納付金、伸びを示しているのは利用者増によるものと。コロナの影響のもとでもと。確かにおっしゃるようにコロナの影響で一人ひとりの、例えばお客さんの収入は減っているかもしれないのですが、道の駅は、車で移動できますので、コロナ禍のもとでは、来ていただきやすい場所ということになると思いますから、感染症対策を引き続きしっかりと取っていただきながら、利用される方により多く楽しんで来ていただけるようにと運営に努めていただきたいと要望しておきたいと思います。

それから、もう一つ追加して質問いたします。海釣り公園の納付金、15ページの海釣り公園の納付金です。先ほどの説明で、2020年度においては分割納付されたと。以前からコロナの影響を受けて大変な状況が一方であるということはお聞きしております。それに対して岬町としても一定の手当てを財源面でもなさっているということは確認しているところであります。

それで、分割納付ということでありましたけれども、必要な納付についてはもう完了しているということで間違いはないかということと、それから、予算で組んでいたものよりも入場者数が、やむを得ない事情で減っている状況ですから、それで予算に比べては収入、町への歳入の金額は減っているということ、そのコロナの影響で入場者数が減っているためというように受け止めていいのか、お聞きしたいと思います。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 まず、1点目のハザードマップの作成のところでございますけれ

ども、逢帰ダムのほうですね、町内のため池でも非常に大きい部分でございますので、こういったところの何かそういう補助金なり安全対策に資するようなものがないかというのは、また、担当等で調べていきたいなというふうに考えております。

2点目の海釣り公園管理基金のところのご説明なのですが、私のほうのご説明の仕方が悪く、非常に恐縮なんですけれども、こちらのほうは海釣り公園の管理基金から一般会計のほうに充当する内容になっておるのかなという理解で、私のほうはご説明させていただいたつもりです。その一般会計で修繕していく経費に対して基金から充当していくというそういう趣旨のご説明でしたので、私の説明不足で、その点おわび申し上げます。

それと、3点目の道の駅みさきのほうですけれども、こちらのほうは、また指定管理者のほうと連携しながら、新型コロナウイルス感染症対策など必要な措置を取りながら、また、対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

それで、4点目の海釣り公園の部分なんですけれども、こちらのほうにつきましては、指定管理者のほうと海釣り公園の売上げ状況等も加味しまして、町のほうで協議しながら、必要な納付金のほうを分割して納付していただいているという状況になっております。やはりこちらにつきましては、先ほど来ご説明させていただいているように、新型コロナウイルス感染症の影響で入場者数が減り、それに伴い、指定管理者のやはり手持ち資金といいますか、キャッシュの部分でなかなかご苦労されてる部分もあるというふうに聞き及んでおりますので、そういったところを踏まえながら納付していただいているという現状になっております。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 1点目のため池のハザードマップですけれども、実施できるように計画がつけられる、マップがつけられるように、補助金等を探していただくと。それは適切だと思いますけれども、これ、補助金の対象をそもそもどうして砂防だったらだめなのかというのを私は素朴な疑問持つのです。コンクリートで造っていたらだめなのかと。同じ目的でできているため池なのだから、ため池のハザードマップをつくるために必要な経費をどうぞくださいということなのだから、それは対象をもう少し見直してもらうことも含めて検討したらどうかと思っています。できるだけ早く着手できることを願っております。

それから、海釣り公園管理基金繰入金は、新保課長の説明は悪くありませんでした。私の理解の仕方が誤っておりました。一般会計への繰入れという意味ですね、失礼いたしました。

それで、もう少しお尋ねするのですが、15ページの真ん中辺りに弁償金とあるのですが、1万2,000円、これは何かと思い、教えていただきたいと思います。

それから、最後の16ページの一番上の府道環境整備受託事業収入とありまして、これの充当先、どんな事業に充当したのかについてお聞きしておきたいと思っています。

谷崎委員長 奥部長。

奥都市整備部長 先ほど弁償金につきましては、町道におきましてガードレールを破損された方が、2年ぐらいかかりまして、改修ができるようになりました。ただ、そのお金を岬町で一度立て替えて、それを現在振り込んでいただいているのがこの弁償金になります。

谷崎委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 中原議員からご質問ありました府道環境整備受託事業収入になるんですけども、今大阪府の府道のほうの深日ロータリーから岬加太港線と、木ノ本岬線の草刈りを大阪府から委託を受けまして、岬町のほうで実施しております。その業務委託料の分の歳入、大阪府から頂いているお金になっております。

谷崎委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 質疑なしですね。

これで一般会計の歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず、衛生費に入ります。

決算書は135ページの子目1保健衛生総務費のうち、節19負担金、補助及び交付金の一部(土木下水道課)及び決算書139ページの子目3環境衛生費のうち、

節19負担金、補助及び交付金にかかるものをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 質疑なしと認めます。

これで衛生費の質疑を終わります。

続いて、農林水産業費に入ります。

決算書150ページから159ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書153ページの農業委員会費についてお尋ねします。

節1報酬のところですが、予算のときは農業委員の委員数は14人ということで予算化されていたと思います。予算との乖離がある、要するに、不用額が発生しているわけですが、この要因をお示しいただきたいと思います。

それから、その下の節2給料のところですが、これはこの決算自体は昨年度のものですけど、その前の年、ですから2019年から2020年にかけて職員の数を増やしたりとか、いろいろ手当ををされていたと思います。ここに記載されている給料としては3人分の給料と考えていいのかどうかお聞きします。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員の1点目のご質問にお答えいたします。

この農業委員会の報酬なんですけれども、令和2年度、不用額のほうが出ておる理由なんですけれども、こちら、農業委員会の報酬の中で、農地パトロールに対して報酬を払っているというところがございまして、こちらが令和2年度新型コロナウイルスの影響がございまして、パトロールの回数が例年に比べて減っているというところがございまして、不用額が生じているということになっております。

谷崎委員長 給与の件はどうですか。

廣田理事、お願いします。

廣田まちづくり戦略室理事 農業委員会費の給料のところなんですけれども、人数に関しましては3人ではなく、ここの支給している人数に関しましては、職員数は2名で支出しております。産業の職員の配置に関しましては、令和元年度自体、課長

以下担当職員3名で、令和元年度は4名体制だったのですが、令和2年4月現在で、吉田理事以下新保課長も入れて体制補強ということで、正職員が全体で8名になっております。この令和3年度では一人人事異動で抜けて、正職員は吉田理事以下7名という配置になっております。

谷崎委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書155ページの目3農地費の節1委託料逢帰奥池の廃止工事の実施設計業務委託料ですけど、これは補正予算などで増額か何かありましたかね。よく覚えていなくて、恐らく過去に聞いたような気がしたのですが、説明もう一度いただけたらと思います。もう少し聞いておいて併せてお答えいただいてもいいですか。

決算書157ページの上のほうの節2役務費、有害鳥獣処分手数料についてお聞きいたします。

これは予算が22万4,000円と記載されていたかと思っているのですが、大分その後少し減らしたのかな。結局支出としては1万7,500円という金額に収まっているということなのですが、要因が何かについて、単純にアライグマが減ったのか。それとも岬町単独でアライグマの殺処分についてはできる仕組みづくりをなさいましたから、そのことによるものなのか。その辺りについてお聞きしておきたいと思います。

あと、もう一つこの範囲で聞いておいていいですか。159ページの上から二つ目の繰出金のところで、これ漁業集落排水事業の特別会計でお聞きしてもいいかと思うのですが、繰出金が徐々に増えているという印象を持っているのですが、必要に応じて増やす必要があれば、当然その事業の維持継続が必要ですから、それで仕方ないというか、構わないと思うのですが、この傾向ですね、漁業集落排水事業への繰出金としては年々増加傾向にあるというように、そういう印象を持っているのですが、経年的にどうなっているのか、この機会にお聞きしておきたいと思います。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の逢帰奥池の廃止工事の件なんですけれども、先ほど委員のほうから少しありましたように、こちらのほう、当初取っておった予算に補正予算を追加いたしまして増額してるというところになっております。

それで、この理由なんですけれども、業務発注時に比べて、その後の現地調査で、新たに測量を増加させるべき箇所が生じたというところがございます、補正予算を要求いたしまして、議決いただきましたので、その分で増えておるといふようなところでございます。

それで、2点目の有害鳥獣の件でございますけれども、この役務費なんですけれども、こちらのほうはもともと本町では大阪府のほうでアライグマを措置してもらったという状況がある中、令和元年から町のほうでアライグマの殺処分というのを町が行うというように形に改めまして、それに伴いまして、町で処分するアライグマの頭数が増えたというところがございます、それに伴い、この役務費のほうが減っているという状況になっております。

アライグマ自体の捕獲については、頭数としてはそんなに変わってないというところがございます。

谷崎委員長 奥田課長。

奥田土木下水道課下水道担当課長 漁業集落排水事業特別会計繰出金の増える要因ですが、主な要因としまして、漁業集落施設がございますので、その修繕料が増えるのが主な要因になります。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 先ほどお答えいただいた中で、アライグマの処分の件ですが、捕獲頭数は例年程度ということで、ここに記載をされている役務費として有害鳥獣処分手数料、これは要は、全数岬町内で殺処分しているわけではなくて、大阪府の機関に持って行って処分してもらった分にかかるお金がここにのっかっているという意味なのです。これ、何頭分か、参考までにお聞きしておきたいと思います。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えいたします。

こちらの大阪府で処分した数というのが5頭になっております。参考までに町で処分した頭数で参りますと、68頭になっております。

谷崎委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 質疑なしと認めます。

これで農林水産業費の質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。

決算書158ページから165ページをご覧ください。

ただし、164ページ、165ページの目5暮らし応援商品券交付事業費のうち、節11需用費の一部、節12役務費、節13委託料の一部、節14使用料及び賃借料は、他の委員会の所管ですので、除きます。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書161ページの真ん中より少し上辺りの事業者支援金についてお尋ねをいたします。

これは昨年度中に取り組みました事業者支援金43件分の支出が記載されているところかなと思って見せていただいています。

この支援金の事業については非常に画期的だということは繰り返しこれまでも述べているところであります。それで、今年度も国の制度が利用できない事業者に対しての支援金事業を行っているところでありますが、この機会にお尋ねするのは、今年度行っているのは一時支援金の対象から外れた事業者ですね。前にも聞きましたが、月次支援金の対象から外れたところは請求できないのということを知りました。それは本会議場で聞きました。そのときに、とにかく今は一時支援金の対象外のところを考えていると。月次支援金そのものが始まっていくか、いかないのかぐらいの時期だったので、それについては今後考えていくといったようなご答弁であったかと記憶しております。

今後この月次支援金の対象にもならなかったところについては、どのようになさるのか、何らかの救済措置をお考えにならないのか、その辺りについて検討されていることがあればお聞きしたいと思います。

それから、同じページの一番下ですが、海釣り公園整備工事設計業務、設計委託料とありまして、それから、実際のこの設計に伴う工事なのだと思いますが、それが次のページに、工事費も記載されていたと思います。そうですね、海釣り公園整備工事。

これはもともとお聞きしていた棧橋の関係であるとか、もともと計画していた整備工事がそのまま実施されたというように考えていいのか、お聞きしておきたいと思います。

谷崎委員長 1点目は4月以降の月次支援に関する町の対応はどうかということですかね、単月対応の。

新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の月次支援金の対象とならなかった方の件でございますけれども、現在一時支援金を対象にならなかった方を対象として事業者支援金の取組のほうを進めさせていただいている状況でございます、今のところはその取組を進めていきたいというところでございます。

それで、まず、その後の2点目の海釣り公園の部分でございますけれども、こちらにつきましては、先ほどもご説明したように、年次的な形で海釣り公園の修繕工事を進めております。それで、令和2年度につきましては、年次的な修繕工事ということで、とっとパークの橋梁の塗装でありますとか、床に使っているグレーチングとかそういうところの取替えとか、あとスロープが滑るようになってきたので、防滑塗装を施したりとか、そういったことを計画してましたので、そういった取組を行うとともに、ちょっと緊急性を要する事業といたしまして、別途グレーチングの補修でありますとか、屋根の防水工事とか、こういったところもやっておるというところでございまして、もともと計画していた事業と緊急性の高い事業と、両方やっておるという形になっております。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお聞きした事業者支援金のことで、一つ要望しておきたいと思います。一時支援金の対象にも、月次支援金の対象にもならないところへの救済について、ぜひお考えいただきたいと要望しておきたいと思います。

続けて質問してもいいですか。

決算書の163ページの一番上の囲みのところで、これは観光費の委託料の説明がずらっと上のほうに並んでいるわけですが、ここで例年記載されているアオサ取りというのが見受けられなくなっているのですが、これは必要がなくなったということによかったのか、事情があればお聞きしておきたいと思います。

それから、同じ区分の中で、顧問弁護士委託料というのがございまして、これはどういった案件によるものであったのかお聞きしておきたいと思います。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のアオサ取りの部分なんですけれども、こちら令和2年度執行してないというところなんですけれども、こちらは海水浴場を令和2年度は開設しなかったということに伴いまして、こちらを執行してないという形になっております。1点目はそういった形の回答になります。

続きまして、2点目の顧問弁護士の委託料の内容なんでございますけれども、こちらがみさき公園に関する国家賠償請求事件のほうが町のほうに対してございまして、それに伴う弁護士にかかる日当ということになっておりまして、こちら、4万4,000円となっておりますけれども、一応4回分という形になっております。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 顧問弁護士委託料の説明いただきました。これは、もう決着がついたのですか。

分かりました、決着がついたということが分かればそれで結構です。

谷崎委員長 ほかに質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 165ページの一番上ですね、企画地方創生課。一応出てきていただいておりますが、企業誘致優遇措置助成金、企業誘致しっかりしていただいて、これだけ出していただいたのかと。また、何十年と収入を得るために必要な額だと私はそう思っているのですが、この内容について詳細を教えてください。

谷崎委員長 岩田課長、お願いします。

岩田企画地方創生課長 竹原議員の質問にお答えいたします。

企業誘致優遇措置助成金につきましてですが、岬町企業立地促進条例に基づく優遇措置でございます。多奈川地区多目的公園に進出しました企業に対しまして、岬町企業立地促進条例により、固定資産税、土地建物償却費、水道料金、雇用についての助成を行うことで、町内の産業の振興を図るために行っているものでございます。

谷崎委員長 竹原委員。

竹原委員 再質問になりますが、これは関電の跡のところには、まだ関係ないといったことですかね。それはまた、今年度か次年度以降になりますか。

谷崎委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 関電の跡地につきましてですが、その分につきましては、企業が実際にこちらに建立されてからという形になります。

谷崎委員長 竹原委員。

竹原委員 企業誘致に関しまして、せっかく広大な敷地がございます。ニューレジストン、並びに数社、進出予定と、数社はまだかな。ニューレジストンはもう工場を建ててくれるということで進んでおりますが、今後企業誘致するに当たり、やはり地域間競争で、いい企業に来てもらうことに関して、企業誘致の優遇に関して何と仰うのですか、ほかの自治体もいろいろいい条件を出してくると思うのですが、それに柔軟に対応していただきたいというのが私の意見でございます。その辺は西部長を初め、しっかりと取り組んでいただいているので大丈夫かと思えますが、もうこの条例のままずっと行くのだというのか、時と場合によっては変更していくつもりはあるのかという、その意気込みを聞かせていただきたいなと思えます。

谷崎委員長 西部長。

西総務部長 企業誘致につきましては、現在ほかの団体に比べても優遇措置については見劣りしないような内容になってると思えます。国とか大阪府とかの補助金、そういうのも活用しながら、できるだけ手厚い助成制度を設けていきたいと考えております。また、過疎地域の指定に伴いまして、課税免除とか行いますと、交付金の対象にもなってまいります。過疎地域の指定を受けることによりまして、優遇制度をすることについても財政的な余裕も出てくる場所もございますので、今後検討してまいりたいと考えております。

谷崎委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 以上をもちまして、これで商工費の質疑を終わります。

次に、続いて土木費に入ります。

決算書164ページから185ページをご覧ください。

ただし、178ページ、179ページの目3コミュニティバス運行費は、他の

委員会の所管ですので、除きます。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 171ページの節13委託料の町道草刈り業務委託料と、府道草刈り業務委託料についてお聞きしたいと思います。私が聞きたいのは自治区等から草刈りの要望がたくさん寄せられるのではないかと考えていて、年度内にそういった要望また、必要とされる部分の草刈りについて、計画どおりに執行できているのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、173ページの下から二つ目の区分の節19負担金、補助及び交付金のところで、記載をされていない土砂災害特別警戒区域内家屋移転等助成金という事業が予定されていたのですが、これは歳入にも補助金だったのか、交付金ですね。社会資本整備総合交付金として歳入予定があったのだけれど、それがなくなっているし、歳出にもこの事業が行われた形跡がないということは、昨年度においては対象となる家屋の移転が行われなかったということなのかなというようにと見ております。この事業はなかなか難しさがいろんな意味であるなど思っているのですが、どう聞いたらいいかな、うまく進んでいるのでしょうか、うまく進んでいないとしたら、その要因は一体何でしょうという感じでお聞きします。

それから、175ページの上から2つ目の区分で、節1報酬、都市計画審議会の委員報酬が不用額が一定額出ておりますけれども、これは会議そのものを持つ必要がなくなったのでこういう結果になっていると理解していいかどうか、お尋ねいたします。

谷崎委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、草刈り業務の件なんですけども、府道草刈り業務につきましては、先ほど歳入でも説明させていただいたとおり、大阪府から委託を受けています府道岬加太港線と木ノ本岬線の草刈りになりまして、これは計画どおり実施できていると思います。

続きまして、町道の草刈りのほうなんですけども、この分につきましては業者発注している分でありますので、ほぼ計画どおり進んでいるかとは思いますが、た

だ、予算に限りもございますので、町の職員等で対応している部分、土木作業員で対応している部分もあるんですけども、そちらにつきましては、美化行動がここ2年なかったせいもございまして、かなりの要望があります。その中でやっぱり待っていただく時間が生じているという部分もございます。

続きまして、173ページの負担金補助金の土砂災害の移転の補助金の件なんですけども、委員おっしゃるとおり、令和2年度はありませんでした。相談には来られたりはしているんですけども、町としましても、今年の4月には岬だよりも広報していますし、その前の2年前には土砂災害特別警戒区域、今回の補助金の対象になる方にも個別にビラも配布はしております。それで、相談もやっぱり去年も来ていただいたりはしているんですけども、やっぱり家屋の移転を伴いますので、幾ら補助金が出るといっても費用もかかるお話、個人さんの負担も大きいですし、なかなかうまく進んでいないのかなと担当としては考えているところもあります。

谷崎委員長 佐々木課長。

佐々木建築課長 都市計画審議会委員報酬の不用額が出ているという件につきまして、お答えさせていただきます。

当初予算案としましては4回分として予算計上しておりました。その中で令和2年度につきましては、結果として1回開催させていただいていますので不用額が出ております。

内容としましては、当初都市計画予算の中で都市計画マスタープラン改定、岬町みどりのマスタープラン改定等と関連する堺市以南の南部大阪の都市計画関係でもしか案件が出てきた場合、開催するなどというところで4回を予定しておりました。

特に、都市計画マスタープランとみどりのマスタープランにつきましては、この年度で2回なり開催する予定ではあったんですが、コロナ等の関係がありまして、令和2年度につきましては1回、事前審のみ開催させていただいて、開催回数としては1回となっております。引き続き令和3年度、今年度につきまして、本審を開催させていただいた状況になります。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 1つ目にお答えいただいた草刈りの業務ですが、とりわけ委託に出さない分

すね、そこは本当にご苦労なことだと思います。これはどうしたらいいのでしょうか。コロナ対策を取ったり、分散して住民の側での美化行動ですね、何かそういうことが取り組めないのかということのを思いながら聞いておりましたけれど、草刈りって確か草刈り専業でというか、土木作業員とおっしゃっていました、会計年度任用職員の方ですか、おられたと思うのですけれど、仮に今その方はお一人でしたか、二人かな。ああ、そうか、今年から2名という、今年度ですかね、ということのようですけれど、必要であればその増員も含めてご検討されてはいかがかと提案しておきたいと思います。

それから、土砂災害特別警戒区域内家屋移転等助成金、これは説明もお聞きしましたけれど、なかなか難しい問題だということはよく分かります。強制的に移動していただくわけにもいかないし、ただ何か起こったら心配だという問題で、引き続き対象になる地域やそこにお住まいの方には案内をしながら丁寧に相談に乗っていただきたいと思うのですが、これお金はこの金額で足りると思っていて、よく制度の利用が進まないときに、制度そのものがまずいということがあるわけですよね。これは助成金そのものは予算のときにつけていたのは512万5,000円と書いてあるわけですよね。これが支出の金額なのか、1件分を予算化していましたね、確か昨年度は。それで補助金はその半分か、入ってくるけれども、引っ越しを実際にしようかと考える人にとれば、この512万5,000円の助成金で引っ越しをする気になるのでしょうか、どうなのでしょう。

小坂土木下水道課土木担当課長 今の補助金の内容になるんですけども、中原委員おっしゃるとおり、合計はその額なんですけども、そのうち内容ごとに金額が決まっております、まず該当住宅、危険家屋の除去にかかる費用として1戸当たり97万5,000円、それと、新規住宅の取得や改修にかかる費用の借入金に対する利子相当額、これとして限度額として土地が96万円、建物が325万円、以上となっておりますので、やはり不足は個人さんの負担も生じるのかなと考えております。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 そうですね、対象になる家屋によりますけれど、一軒家を考えると、除去だけでも100万円いかない補助金、それは無理ですわね、はっきり言って。だから、これは制度そのものの拡充をこれは国ですか、府ですか、よく分からないけれど、

補助金を出しますからどうぞ進めてくださいと言ってくれているところに制度の拡充を、ああこれは国庫やね、国やね、やはり求めてもらう必要があると思います。要望をぜひしていただきたい。それで、危険を取り除くために移転しようと思う方がおられたらそれが進むように後押しをしていくべきだということを主張したいと思います。

委員長、ほかにもあるのですが、どうでしょうか。

谷崎委員長 続けてください。

中原委員 ありがとうございます。

谷崎委員長 まとめて手短にお願いします。

中原委員 175ページ、一番下の節19負担金、補助及び交付金の中で、2つ目にありますブロック塀撤去改修補助金についてお尋ねいたします。

これは執行といいますか、支出の金額を見ていると、予算取りしていた金額よりは少ない執行ということになっているのだろうなど見ておりますけれども、このブロック塀の撤去改修補助金そのものをずっと継続して岬町として補助を出すという取組をなさっていることは評価すべきことだと思っています。

この機会にお聞きするのは、条件の緩和です。例えば通学路とか、そういうところに面したところが一定の高さ以上のブロック塀があると。それを安全を確保するために撤去して、軽量フェンスなどに切り替えましょうという事業なわけですが、持ち主がありまして、ある面は対象になっていて、そこを何とか取り除きたいと、子どもたちが通る通学路であったりして、危険性を取り除きたい。それで、その周辺にほかの場所にも同じようなブロック塀があります。そこは別に人がほとんど通らないので、危険性が余らないとっていて、そこをその後土地の持ち主がしようと思ったら、またお金がかかってくるしと、補助の上限額を超えると。そこは明らかに危険性としては低いと。だから、そこは放っておきたいのだという場合にこの補助金は使えないわけですよ。そういう仕組みになっているでしょう。だから、そういった条件の緩和をなさったらどうかと。せっかく予算を取っていて、300万円取っていたわけですよ、予算としては。それで執行は75万円でしょう。そうしたら、お金が残るじゃないですか。さらに町全体として安全・安心のまちづくりが進むということを考えて場合に、今徐々に申し込む人が減ってきているわけですから、条件をさらに緩和して、1回考えた

けど条件が合わなくてこの制度を使いませんでしたという方ももう一度お考えいただけるような機会にある意味での発展といたしますか、制度を改善してはどうかと思いますので、ご検討されていることがあればお聞きしたいと思います。

それから、その下の広域まちづくり事務負担金、この事務はどのような事務であったのとお聞きするものです。

それから、もう一つ同じ区分の中で、既存民間建築物耐震診断等補助金というものが予算のときにはあるのですけれども、なかなか実績としてはあがってこないのです。これはニーズがないのか、制度が使いつらいのか、どちらとお考えかお聞きするものです。

谷崎委員長 佐々木課長。

佐々木建築課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、ブロック塀の撤去改修補助金につきまして、当初予算額としましては300万円計上しておりました。実際執行としては75万円というところで、件数としては撤去5件というところになっております。

委員ちょっと言われていたところと言いますと、ブロック塀の要件につきまして、例えばで言われていた、通学路に面する等と言われていたところではあるんですが、ブロック塀の撤去などの補助金が今支出する要件としましては道路に面しておりというところの要件となっておりまして、道路の通行する部分について危ない状況を解消したいというところに対して補助金を出している状況であります。ですので、通学路だけにちょっと特化しているところではないところであります。

それと、対象外になるところで、道路に面しない、例えば民々の境界であったり、道路に面しないところについては補助の対象にはしていないというところになっておりますので、要件としましては、道路に面するところについては全て対象とさせていただきますので、補助としてはそういう状況にはなるのかなとは思いますが。

次、2点目として、広域まちづくり事務負担金としましてのどんな事務かというところにつきましては、都市計画法の開発許可や、宅地造成の許可等の審査等をする上において、2市2町、泉南市、阪南市、田尻町、岬町のほうで広域まちづくりとして連携をしております、今現在事務をしていただいているのは泉南

市のほうでしていただいているんですが、そちらのほうで、事務をしていただくに当たっての負担金として支出している事務であります。

それともう一点、耐震の補助につきましては、当初予算計上はしていた状況ではありますが、実際令和2年度につきましては補助の申請等ありませんでしたので、執行はしていない状況になります。建物の耐震診断等につきましては、建築基準法が改正された状況で昭和56年以前の建築物の耐震診断等改修とかが対象になってきますので、昭和56年といいますと、実際年数としては40年ぐらいたっている状況の中で改めて所有者さんが診断や、改修というところになってきますので、やはりちょっと年数がたてば件数というのは少し減ってきている部分はないことはないのかなとは思いますが。去年は執行は1件しております。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 今、去年執行したと言ったのか、去年執行した。

佐々木建築課長 すみません、令和1年度になります。令和2年度は執行しておりません。

中原委員 ブロック塀の撤去にかかる補助金のことなのですが、制度については道路に面していたらいいのだと、通学路に限らないというご説明をいただきました。

皆さんお疲れですから、これ私、もう少し詳しく改善したらどうかと思っているとところがあるのですが、それはもう個別にお伝えしたいと思います。少し込み入った話ですので、それはまた別の機会に譲りたいと思いますけれど、1件でも多くこの補助金の利用が進み、安全・安心のまちづくりに寄与できるものとして活用していただけるように要望したいと申し上げます。

それから、既存民間住宅建築物の耐震診断のことなのですが、だんだん対象そのものも減っていくという問題もありましょうし、またその耐震診断してもどうかというぐらいの古い家屋も、結果として耐震診断しなくても分かるよねぐらいのものの中には出てくるかなと私自身は思っていて、これは耐震診断をした後に、もし耐震性がないとなれば耐震化の工事が必要だということになってきたりしますから、私はこれは制度そのものがもう少し拡充される必要があるのではないのかと思っています。またそれについても具体的に提案をいずれかの時期にしたいと思っています。

177ページの公園費の中で、節13委託料、分筆登記委託料についてお尋ねします。

これはみさき公園の所有権移転に関わるものであったかと思いますが、ここに金額として一定額記載されているということは必要な分筆をして、登記するという所有権の移転は全て完了したと受け止めていいのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、その下の節15工事請負費の中で、2つお金があるわけですね。カイガ池と、それから、その下、多奈川地区多目的公園、2つの工事が、これは予算と全く同額なのです、執行の額が。よく工事というのは、予算で取っていた金額よりも少し小さくなるとか、何か事情が発生して大きくなるとか、ぴったり予算と同じ額になるということは余り記憶にないのだけれど、こういうようになるというのはどういうことなのかと思って、もともと見積りをとっていたところに結果的に発注したからこうなると、そういう事情なのか、そのあたりについてもこの機会にお聞きできればと思います。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員の1点目のご質問にお答えいたします。

こちらの分筆登記委託料ですけれども、みさき公園用地の譲渡を受けまして実施したものでございまして、町から南海さんのほうにお支払いしているものでございます。

こちらの登記につきましては、もう既に昨年完了しておりまして、手続は済んでおると、そういった状況になっております。

谷崎委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 ご質問の工事請負費の土木下水道課の担当としましては、カイガ池町民交流広場横断側溝設置工事になりますけれども、そちらのほうは予算と同じ額での見積りをとったところ、同額での契約となりました。

谷崎委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 中原委員の質問にお答えいたします。

多奈川地区多目的広場整備工事につきましてはですが、いきいきパークみさきの芝生の広場整備ということでございまして、張り芝補植工事ということで、見積りを事前にとったものと同額で発注のほうをさせてもらっています。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 同じページの節13委託料の新たなみさき公園にかかる都市公園区域用途変更

支援業務委託料、これは前に議会で提案のあった、区域の用途変更に関わる準備のお金かと思っているのですが、実際に用途変更の実務としてはどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらの業務なんですけれども、以前に、昨年補正予算のほうで用途変更の委託料の話があったかと思うんですけど、ちょっとそれとまた別件となっておりまして、表現が分かりにくくて恐縮なんですけど、こちらの内容なんですけれども、先ほどご説明いたしました分筆登記をやる際に、公園区域と隣接する鉄道用地とか、民有地等の境界画定を行うに当たって、これまで駐輪場付近の用地が公園区域に含まれておりませんでして、その部分を公園区域に編入するための経費という形になっております。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 今の説明、よく分からなかったのですが、私が思っていたのと違っていたということは分かりました。準商業地域だとか、何かのことかと思って、その区域の用途変更はまだしていないのだろうと思っているのですが、そうかと思って聞いたのだけれど、それとは違うものですね。もう少し分かりやすく言える。何か地図とか見て聞くほうがいいのか、私。すみませんね。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 分筆登記委託料というのがこれまでの公園区域に指定されていた土地の中で、例えば、あいクリニックさんの横に池があると思うんですけど、あの池は、公図では公園区域まではみ出していたんですね。そこをきっちりと池と鉄道用地と公園区域とに分筆したり、そういった費用になります。また、新たな公園区域に係る都市公園区域用途変更支援業務委託料は、この機会に南海さんが公園区域に隣接する土地も引き受けてくださいとか、最終的にこれまでの公園区域以外であった土地なども引き取ることになったので、そのための分筆費用などが必要になったというところになります。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 それは岬町や住民にとってどうなのですか。何か面倒くさいものを押しつけられたとか、そんなことではないですね。合理性の問題でどうなのとか、まあ、いいです、理屈は分かりました、そうか、そういうものなんですね。勉強になり

ました。そういう事柄が発生していたとは存じ上げませんで、分かりました。これは、今185ページまでいいのでしたか、委員長。

谷崎委員長 そうです。

中原委員 そうですね、あともう少し聞いてもいいですか。

179ページのみさき公園費なのですけれど、178ページから181ページにわたって、これは結構予算とかなり変えざるを得ない結果になっていますよね。何がどうなったのかもよく分からないようになっているのですけれど、まず179ページの一番上の節1報酬ですね、これは年度当初は会計年度任用職員を3人雇うという計画を持っていて、533万円の報酬を計上されていました。それが結果としてここを見た限りは0円となっているということは、そこで頼もうと思っていた人件費に当たる仕事の中身は業務委託をしたというように受け止めていいのかということと、それから、次のページ、181ページの一番上も、これも同様かなど。結果として支出がゼロなので、もともと予算では64万5,000円、これは会計年度任用職員の職員手当ということだったのですが、これもさきほどの報酬と、報酬に関わっての手当を用意していたけれど、それがなくなったということと捉えていいのか。

それから、全体としてどこがどう変わったのかを簡単にもし説明できるのであれば教えていただきたいと思うのです。大きくは今私が言った、いわゆる人件費が委託料などに変ったのかと思っているのですけれど、予算のときに計画を立てておられたところと、何がどう変わって結果的にこうなりましたということの説明できるようであればお聞きしたいと思っています。お願いできますでしょうか。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

令和2年当初予算のうち、駅前から園内ゲート入り口までの法面、広場、駐車場など、前園エリアにおける除草、樹木の剪定などの維持管理につきましては、会計年度任用職員による直営方式で行う計画で予算化しておりました。

しかしながら、会計年度任用職員の登録がなく、時間のないところで困っておりましたところ、令和2年3月24日の定例会において、委託方式の検討を加えてみてはどうかというご提案もいただき、早急に検討をいたしまして、地元の雇

用にもつながるといふこと、そして、会計年度任用職員を雇用するよりも、経費的にも安価となったものですから、経費節減にもつながるといふことで、直営方式から委託方式に切り替えて業務を履行していったといふところになります。

全体的なみさき公園費といたしましては、暫定期間中の運営といふこともございますので、予算がなければ執行できないので確保はいたしました、その中でできるだけ必要最小限に抑えようといふ考えのもと、実施してきたところでございます。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 事情はお察いたします。181ページの節9旅費、ここで一定の不用額が出ています。それから、その下の11需用費、ここでも一定の不用額が出ています。これはもともと計画されていたことでやらなくなったものがあるのかと思っておりますけれども、同じように節12の役務費も、これは予算の中からいふと、かなり大きな不用額が出ているわけで、こういう計画を持っていたからこういう予算にしていたのだけれど、変わったといふところで、何かご説明いただけることがあればお聞きしたいと思います。本当は本格運用に向けてスタートを切りたいと思つて予算を立てておられたのでしょから、そういう意味では、もともとと思つていた計画そのものが変更せざるを得なくなったといふ面が大いに影響していると思つているのですが、今言つた3つの項目についてお聞かせいただきたいといふことが一つと、それから、委託料、節13の委託料についても説明をいただきたいと思つています。

お聞きしたいのは、駐車場から始まる、備考欄に書かれているのが5つあります。これはそれぞれの説明といふか、それぞれの委託先をお示しいただきたいのと、それから、事業内容をお聞きしたいと思います。

あともう少し聞いておいていいですか、同じ公園費、みさき公園のことなので、節15工事請負費、駅前フェンス設置工事とはこれは何であつたのかと思つて、過去に聞いていたら申し訳ないのですが、ご説明いただきたいといふのと、それから、その下のみさき公園維持管理負担金とはこれは何かと思つまして、改めて見ていて、何であつたのかといふのがいろいろ出てきて、申し訳ないのですが、ご説明いただきたいと思つています。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の旅費とか、需用費とか、役務費の不用額の内容の部分なんですけれども、まず1点目の旅費なんですけれども、こちらは岬町PFI事業者選定審査委員会の委員の旅費等となっております、こちら会議を開催はしておりますけれども、1回目は全員出席いただいて、その後新型コロナの関係とかで、リモート等での開催、3回やっているんですけれども、リモート等での開催で全ての委員が出席できるという状況にはならなかったもので、旅費に不用額が生じているというところでございます。

次、2点目の需用費のほうなんですけれども、先ほどご説明したように岬公園の関係予算につきましては、私ども必要最小限の経費で何とか進めてまいりたいという思うのもとやっております、こちら当初、予算額200万円ついていたと思うんですけれども、そういった中でできる限り予算を低減しながら使うということで、消耗品とか、そういったものを必要最低限買いながら事務をしたということで不用額が生じているというところでございます。

内容としては、消耗品で大体15万円とか、あと修繕料ですね、駐車場ゲートがちょっと機械の老朽化で修繕したりとか、みさき公園の駅前の広場を修繕したりとか、そういったところの経費に使っているというのが需用費の内容になっております。

次に、役務費のほうなんですけれども、こちらについても、当初161万円ほどの予算を取っておったんですが、こちら最小限の経費というところと、当初南海さんの運営時の実績で予算要求していたものでございますから、必要最低限の取組を進めたら、これだけの不用額が生じたというところが要因となっております。

その次のご質問にお答えいたします。

駐車場関係の業務なんですけれども、こちら大きく分けて5点ほどあるということで、それぞれご説明させていただきますと、まず、駐車場ゲートの保守委託料というのがございまして、こちらのほうはみさき公園の駐車場のゲートの部分の発券機とか、精算機とか、いろんな機械関係があるんですけれども、こちらのほうの故障、修理ということで、これは南海電鉄さんが委託していた事業者を承継しまして、日信電子サービスという事業者に委託しているというところでございます。

います。

次に、駐車場設備警備委託料なんですけれども、こちらは駐車場ゲートの機械警備という形になっていまして、こちら南海電鉄さんから引継ぎを受けまして、ALSOKさんに委託しているというところでございます。

その次の駐車場周辺維持管理業務委託料なんですけれども、こちらにつきましては、みさき公園駐車場周辺ののり面、こちらのほうの草刈りを年2回実施したり、植栽の剪定をやっていただいたりということで、こちらはシルバー人材センターのほうに委託していたという形になります。

それで、その次の駐車場周辺緑地帯維持管理業務委託料なんですけれども、こちらのほうはみさき公園の園内の道路でありますとか、あと駐車場、広場、こういったところを巡回して、清掃したり、広場等の草刈りとか、ごみ収集、こういったものを実施するというところで、旭工務店さんのほうに委託しております。

それで、その次の駐車場管理業務委託料なんですけれども、こちらのほうはみさき公園駐車場の巡視という業務のほか、駐車場の精算機、お支払いいただいた料金を集金したりとか、あと機械の異常時とか、非常時の問合せ対応とか、そういったものを既存の園内事業者でありました、エス・オー・エスさんという業者に委託していたと、そういった内容になっております。

それで、その次のご質問のほうなんですけれども、駅前フェンス設置工事、こちらの工事内容でございますけれども、こちらはみさき公園駅前広場ののり面のところにもともと古いコンクリート製のフェンスがございました。しかしながら、こちらのほうが非常に老朽化しておりまして危険であったため、町のほうでフェンス自体は南海さんに撤去していただきましたが、撤去後、転落防止のためのフェンスというのを町のほうで新設したということで、こういった形の駅前フェンス設置工事を実施しておるというところでございます。

最後のご質問の負担金のお話なんですけれども、こちら南海さんからの引継ぎの関係で、みさき公園の駅前でありますとか、駐車場入り口の電気の契約とか、あと機械警備やるときに電話の契約も必要なんですけれども、こちらを私ども、一定期間、南海さんのほうが立て替えて支払っていただいていたという経緯がございまして、その料金のほうを南海さんが一旦支払っていただいていたので、それを再度町のほうに請求いただいて、負担金という形でその期間の電気料金で

ありますとか、電話料金をお支払いしていると、そういった内容になっております。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 今ご説明いただいた項目の中に、予算のときはごみ収集委託料というものが設けられていたのですが、それはこの決算書には記載されていないのです。その事業が不用になったということであるのか、今、説明いただいたような類いの事柄の中に含まれるという執行の仕方になったのか、そのあたりについてもお聞きしたいということと、それから、駐車場のいろんな機械のことを説明いただいたりしました。駐車場から始まる事業の委託料のそれぞれに説明してくださいというようにお願いをして、そうしたら、私はこれは専門的なことがよく分からないのですけれど、重なり合うような仕事の中身があるのかという気がするのです。

それで、例えば今、事業者としては5つ出てきたかと思うのだけれど、そこをもう少し何というか、合理的にするといいますか、これとこれを合わせて1つのところをお願いするとか、そういうことにしていけば、もしかしたら予算そのものを圧縮できるのではなかろうかという、これはもう素人の考えなのですからね、そんなことはできないものなのでしょうか。

それから、最後にお聞きした、みさき公園維持管理負担金、これは平たく言うと、例えば南海が年の初めか、年度の初めに契約している事業者に、例えば年間分払っていますと。その分で途中からの分、だから、岬町が払うとしたら7月分からになるのか。ああ、違うのか、月割りなどで払うような、そんなことなのかと思って聞いていたのだけれど、時期についてもどうやら7月からではないようですので、持ち主になったのは4月からか。その辺を説明いただけたらありがたいと思います。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの中原委員のご質問に答えいたします。

まず、当初予算要求時に計上していましたがごみ収集委託料なんですけれども、こちらコンビニ部分のごみ収集委託ということです。

恐れ入ります。

2点目のご質問なんですけれども、駐車場業務の効率化といいますか、もう少し合理的なやり方がないのかというところなんですけれども、機器のほう結構

似たような駐車場ゲートを保守したりとか、点検したりとか、駐車場ゲートの保守でありますとか、警備とか、こういう機器類のところなんですけれども、機械関係のことで、なかなか新たなところをやっていくというのは、今の機器を見直さない限りなかなか難しいのかなというのが担当の感触としてはあるところであります。

それで、その他の業務を、駐車場周辺の維持管理ですね、そういう草刈りでありますとか、清掃とか、その他巡視とか、そういったところなんですけれども、こういったいろんな業務がございますし、これはまた今後、現在進めております新たなみさき公園整備運営等事業のほうで、また事業者等が決まってまいりましたらそういった事業者とも調整しながら、どういった形の公園の管理をしていくかという話も当然出てくるかと思えますし、そういったところも踏まえながら検討していく必要があるのかなと。私どもといたしましても、ちょっと不透明な部分もありますけど、今後の先行きのお話になりますので、ただ、私どもといたしましては、必要最小限の経費でみさき公園を維持管理していけるような形で進めていきたいという思いは持っておりますので、そういったところを考えながら、この件は検討していけたらと思っております。

それと、最後の負担金のお話なんですけれども、先ほどの説明の中で分かりにくいところがあったかと思えますので、具体的な内容についてご説明いたします。

まず、こちらの負担金なんですけれども、令和2年4月に本町がみさき公園を譲渡されたということで、それ以降の料金、電話料金でありますとか、電気料金にかかる費用となっております。それを南海さんからの請求、南海さんが一旦一定の時期まで支払っていただいていたので、それを町が請求を受けて支払ったというものになっておりまして、大きく分けて3点ございまして、まず1点目が、みさき公園駐車場ゲートの電話料金ということで、これが機械警備に使用する電話料金の電話代ということで、これが令和2年4月から令和2年11月まで支払っていると。3万9,551円支払っています。

それで、2点目としまして、みさき公園駅前の電灯の電気代なんですけど、これが駅から入園ゲートに至る部分の電灯の電気代になっておりまして、これが令和2年4月から令和2年12月まで支払っておりまして、6万7,161円となっております。

それと、3点目がみさき公園駐車場の入り口の電気代ということで、入園ゲートとか、精算機等の電気代になっていまして、令和2年4月から令和2年12月まで、9万2,686円を支払っているという、そういう形になっております。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 これは管理上、夜間警備などは行ってはおりませんか、今年度に入ってから、昨年度も含めて。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 今の中原委員のご質問にお答えいたします。

夜間警備というか、常駐した形の夜間警備というのはないんですが、駐車場管理業務委託料という業務の中で、みさき公園駐車場の巡視というような形で、昼間と夜間、これを巡視していただいたりしてございまして、人は常駐していませんけども、定期的に駐車場付近の巡視をしておったと。また、何かあった場合は出動いただいて、対応していただいていたというのはこの業務になりますので、夜間警備の代替といえますか、そういった形でこの業務で対応していたというところがございます。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 再度確認なのですが、駐車場管理業務委託料として定期的な巡視もしていただいていたということですね。それは事業者でいうと、エス・オー・エスという会社とおっしゃったかと思うのだけれど、その会社にそういうことも行ってもらっていたということで間違いないでしょうか、ということと、それから、その事業を駐車場管理業務という事業名にするとこれは間違えてしまうというか、私は、駐車場管理業務と言われたら、駐車場の管理しかしないと思うから、それは事業名として名前のつけ方が違うほうがいいのではないかとふと今聞いていて思ったのですが、さきほどの事業所名の確認も含めてもう一度お答え願いたいと思います。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどご説明いたしました駐車場管理業務なんですけれども、こちらエス・オー・エスさんのほうにやっただいていまして、私の説明の中で、不足があったので補足してご説明いたしますと、エス・オー・エスさんはALSOKのほう

で駐車場のゲートとかの機械警備をやっているわけなんですけれども、そちらで異常があった場合、発報がありますので、それをエス・オー・エスさんが受けて、非常時に出勤いただくみたいな、そういったイメージとなります。そういった業務をエス・オー・エスさんにやっていただいているというところでございます。

それと、この駐車場管理業務委託料の名称が分かりにくいというところにつきましては、確かに委員ご指摘のところかなというところもあるんですけれども、私ども、駐車場のそういう巡視以外にも、駐車場の精算機の集金とか、そういったところもやっていただいた関係もございまして、こういった名称になっておるというところでございます。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 繰り返し確認して申し訳ないのですが、今さきほど私、夜間警備のことを聞きました。それで、それは駐車場のことに限ってなくて、みさき公園用地全体のことを考えて聞いていたのですけれど、今お答えになったのは、駐車場のことだけでお答えいただいたのか。それでいくと、公園用地全体の維持管理などはどの事業名でなさっているのかがよく分からないと、今ふと思ったわけなのです。駐車場については、ここに事業名がいろいろ書いていて、ああ、そうか、去年だから、駐車場の管理だけでよかった。ああ、なるほど、分かりました。それは今年のことか、私が気にしているのは、分かりました。結構です。いろいろ聞かせていただきました。

谷崎委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 松尾委員。

松尾委員 171ページの13委託料ですが、これは要望に近いところなのですけれど、西畑線樹木伐採業務委託料とありますね。これに関連して、先日の大雨のときに、私はこの西畑のところを走っていたのです。そうすると、やはり側溝から水がかなりあふれていて、すごいところがあったと、何か所もあったんですよ。その原因は何かというと、樹木伐採の下の側溝ですよ、側溝のところには岩とか、あと土砂がもう詰め詰めになっていて、上から流れてくる水がもうそこで当たって、ぶち当たって道路に流れてきていたんですよ、もうそこら中から。こういうの

も早急に改善していただかないと、少し問題が発生してくるというところは思っておりましたので、早急にしていただきたいというのがありますので、お伝えしておきたいと思います。

この件はそのことぐらいなのですけれども、次に、中原委員、いろいろ聞いていただいたので、私から1点、このみさき公園費ですね、みさき公園費の13委託料ですね、新たなみさき公園の民間事業者導入検討業務委託料、そして、新たなみさき公園の運営事業者選定支援業務委託料、この2点、コンサルティング事業者に委託されたものかとは思うのですけれども、もう令和2年度と令和3年度にまたがって事業をされていたと、そして、終わったと聞いています。この令和2年度、そして、もしいけるのであれば令和3年度もこの事業がまだ多分途中ということも聞いているのですけれども、何をどれだけ行って、どのような結果になったのかという、その成果報告をいただきたいと思うのです。それで、これはこの場でなくてもいいのですけれども、後日で構いませんのでいただきたいと思うのですが、できますか。

谷崎委員長 要望でよろしいですか、資料。

新保課長。

新保産業観光促進課長 そうしたら、また委託料の委託業務の内容について、また私どものほう、これは現時点ではまだちょっと業務が完了していないという状況でございますので、その完了した部分、そちらのほうでまたお出しできる資料につきましてはご準備するようにさせていただきます。

谷崎委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたら、まだ途中ということなので、完了したものと、まだ途中のものという形で、実行中のものという形でお示しいただけたらと思います。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 すみません、そうしたら、委員から資料請求いただいて、お出しする手続でよろしいということですか。

谷崎委員長 松尾委員。

松尾委員 それが必要であればそうしますけれど、従来ここで話されたことでいただいているものもあったのではないですか。それで対応できるのであればそうしていただきたいのですけれども。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 今、公表できるかどうかというところもございますので、公表できるものであれば、資料請求等の手続を踏んでいただいて、お出しできる段階のものはお出しするという形になろうかと思っておりますので、その辺は了解いただいております。きたいなというところですが。

谷崎委員長 よろしく願いいたします。よろしいですか。

松尾委員。

松尾委員 公表できないものがあるのですか、その業務の中の部分で。例えば個人情報とかいうのは分かりますが、それ以外で何か公表できないものがあるのですか、そもそも。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 特に公表できないものはないというふうに考えているんですけども、今、公表の時期とか、公表の段階とか、そういうことも見合わせながら、お出しできる時期というのがあるのかなとも考えたりしていたので、一定資料請求いただいて、内容を見せていただいて、そこでうちで判断させていただいて、お出しできるものを出していくというふうな言い方をさせていただきました。

谷崎委員長 松尾委員。

松尾委員 もう資料請求というよりも、これに係る、先ほども言ったみたいに成果報告ですよね。この事業者に行っていた、要は事業全体、何をされたのかというところをお示しいただきたいのです。それでお願いしたいと思います。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 そうしたら、さきの民間事業者導入検討業務のほうは既に完了しているのですが、それをお出しできるかと思うんですけども、民間運営事業者選定支援業務のほうは完了していないので、報告書もまだまとまっていないような状況です。ですので、今お出しできるとするならば、既に完了した民間事業者検討業務のほうの成果報告についてはお出しできるものと考えますけど。

谷崎委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたらそれで結構です。ただ、この新たなみさき公園の運営事業者選定支援業務委託料というのは、今後もそうしたら決まるまで行っていただけるということですか、運営事業者が最後まで、要は決定するまで行っていただけるのかと

いうことを聞きたいです。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 現在、募集要項で示させていただいています事業スケジュール、年度内で事業契約まで持っていくような想定をしております。コンサル事業者さんとは令和4年3月31日までの契約期間の変更をしていますので、今年度末の事業契約あたりまではコンサルさんも支援いただくということになっています。

谷崎委員長 松尾委員。

松尾委員 それでは、最後に確認ですけれど、逆に令和4年3月末をもって、いかなることがあったとしても、例えば事業者が決まらなかったとしてもその時点で契約が終わるという考えでいいですか。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 今の契約の内容では令和4年3月31日で契約を完了するというようにしております。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 先ほど新保課長にお答えいただいた中で、旅費の問題で、リモート開催になったと、全員そろわなかった、3回実施したと言われました。リモート開催になった場合、旅費の扱いはどういうふうにするのかと思ってお聞きします。

それと、あとこの範囲で2つだけなので委員長、聞いておいていいですか。

谷崎委員長 どうぞ。

中原委員 ありがとうございます。

183ページの空家対策費、空家等対策費についてお尋ねします。

183ページの一番下、報酬のところ、全額不用額になっているということは、この空き家等対策協議会でしたか、その会議の開催が必要なかったということであったのか、確認をさせていただきたいというのと、それから、185ページで、節19、これは真ん中より上の部分で節19のところ、不良空家等除却補助金、これは予算のときは500万円に対して450万円の執行ということで、制度としては1件当たり最大50万円で10件分の予算を取っていましたということだと思うので、そこからしますと9件分執行したことになるのか、件数を聞かせていただきたいと思います。最大の金額ですので、件数はまた違うかもしれないからと思って、参考までにお聞きするものです。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

当課で今回の選定審査委員会をやった際ですけれども、リモートでのご出席いただいた場合は旅費の支給というのには行っていないという状況になっております。

谷崎委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 183ページの空き家対策協議会の報酬につきましては、当初予算につきましては7万9,000円ということで、開催2回を予定してございました。

この空き家対策協議会につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、岬町空き家対策協議会を設置しております。計画の作成や変更に関することや計画の実施に関することが協議する内容となっておりまして、昨年度においては、基本方針があるんですけど、管理不全な空き家等の解消について、特に学識経験者などの意見を踏まえ、判断する特定空き家等の案件がなかったことから開催を見送っております。

しかしながら、空き家に関する相談は多岐にわたるため、庁内の関係部署と連携しながら現在進めているところでございます。

谷崎委員長 佐々木課長。

佐々木建築課長 185ページ、不良空家等除却補助金の件数なんですが、委員おっしゃられるとおり、件数としては9件になります。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 最後にお答えいただいた、不良空家等除却補助金、これは空き家対策の調査に基づいて危険度が高いところを対象に補助も出して除却を進めていくというものと思っているのですが、昨年度においては9件であったと。これはかなり増えてきているように聞いているのですが、必要に応じて必要な予算の確保をしていただきたいということ、これは要望しておきたいと思いますが、厚生委員会の中で、ごみの問題でこの件に関わることを要望、それから、質問をさせていただいたのです。この補助金を使って危険家屋の除却を行うという場合に、その家の中のごみになってしまうものの処分を美化センターで受け入れられないだろうかということをご提案いたしました。それで、持ち主と一緒に車に乗って来ていただけたら、受け入れられますよと、もちろん重さに準じてお金を払うわけですが。そのときに、持ち主が遠方において、危険家屋になっているというケースがあ

りますわねと。持ち主が車に乗っていけないけれど、この危険家屋が除却されるということは、土地の有効活用にもつながりますし、安全・安心のまちづくりにもつながるという意味で、担当課と一度ご相談をいただいて、この不良空家等除却補助金を使った危険家屋の撤去にかかっては、そのときに発生するごみについて柔軟な対応をしてほしいということをお伝えしていたのです。そうすると、担当課とよく相談をして、仕組みづくりができるものであれば考えていきたいというお答えをいただいていますので、前振りが長くなりましたけど、よくご相談ください。要望しておきたいと思います。

谷崎委員長 ほかに質疑はございませんか。

175ページのブロック塀の撤去の件なのですが、一般質問で淡輪保育所の柵の危険性のときに、奥部長に諮ったところ、道路関係の総点検ですか、点検がこれからあると。あるいは、ブロック塀であったら通学路ですので、教育関係になるかもしれないのですけれども、過去の事件でブロック塀の不安全箇所等の検査が終わっているのか、これからまた道路点検等のときにそれを取り上げることができるのか、伺いたいのですが。

出口副委員長 奥部長。

奥都市整備部長 本議会の一般質問のときに、私のほうからは道路の安全確認ということで一般質問の回答をさせていただきました。その分につきましては、どちらかというところ、安全柵の設置がされているかどうか、子どもさんらの通行に対してのところを見ていく方向になっております。

今、委員長言われているブロック塀につきましては、通学路云々じゃなしに、もう道路に面しているところで、個人さんが危ないというふうな話があれば、補助金の対象になる場合もありますし、ない場合もありますけども、一度相談していただいて、補助を出せるものであれば進めていくというふうにはなっております。

出口副委員長 谷崎委員長。

谷崎委員長 かつて吹田市かどこかで事故がありましたよね、それを受けて教育関係ではそういうのでは調査は終わっているのでしょうか。

出口副委員長 古橋教育長。

古橋教育長 教育部分、一定の高さ以上のあるブロックというのはございませんので、点

検、確認は終わっているということでございます。

出口副委員長 よろしいですか。

それでは委員長に進行をお返しいたします。

谷崎委員長 土木費についての質疑について、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 これで土木費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は3時20分から、8分ほどしかございませんけれども。

(午後 3時12分 休憩)

(午後 3時20分 再開)

谷崎委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

続いて、災害復旧費に入ります。

決算書218ページ、219ページをご覧ください。

ただし、項2衛生施設災害復旧費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑はございませんか。

松尾委員。

松尾委員 委員長、確認なのですが、さきほどの資料請求のことですが、少しうやむやになっていると思うのです。ここで資料請求をお願いしたいのですが、要はもう終わっていることですので、ここで資料請求を求めたいと思います。

谷崎委員長 終了分についての資料の請求ですね、出せるものね。終了分、既に終了した業務についての。181ページの新たなみさき公園の民間事業者導入検討業務委託料ですね、それに関する件ですが。委員会で請求ということになりますので、委員に提出いただきたいと思います。

吉田理事。

吉田都市整備部理事 すみません、完了している業務の報告書について、松尾委員にお出ししたらいいのかなと思ったんですけど、議員さん全員にということですか。

松尾委員 はい。

吉田都市整備部理事 分かりました。

谷崎委員長 議員全員をお願いしたいと思います。

松尾委員。

松尾委員 ちなみにいつまでにということを聞きたいのですけれど。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 決裁とる手続が必要になりますので、その時間的な余裕だけをいただきたいと思っています。

谷崎委員長 松尾委員。

松尾委員 委員長、すみません、決裁というのは副町長、町長の決裁が必要ということですか。それがいつぐらいになるかということも併せて聞きたいです。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 議員さんからの資料請求につきましては、町長決裁をとっている状況にあります。ですので、その決裁をいただくまでの日数に余裕をいただきたいというところだけです。

松尾委員 いつになりますか。もうできていて、あとはもう決裁をとるだけでしょう。それがいつになるかということを知りたいのですけれど。

吉田都市整備部理事 いつになるというのをはっきり言えたらいいんですけど、出張などがあつたりしますので、決裁をいただくのに、早急に進めますという答えで終わらせておいていただきたいと思います。

谷崎委員長 松尾委員。

松尾委員 もう1件、決裁で止まっているというものがございますよね、私が資料請求しているもので。早急に行っていただきたいと、これは要望しておきます。

谷崎委員長 よろしいですか。

事業委員会委員に資料が決裁の都度、どういう順序になるか知りませんが、出していただけたらと思います。

続いて、災害復旧費に入ります。

決算書218ページ、219ページをご覧ください。

ただし、項2衛生施設災害復旧費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の219ページ、真ん中の節13委託料で、多奈川地区多目的公園法面災害復旧工事設計業務委託料として予算が執行されています。これは、事業が完全に完了したと、設計業務ですので、設計の業務そのものが完了したと考えてい

いのか、確認をさせていただきます。

もともと予定していた年度に雨が余り必要な量降らなかったから、データが十分集められないということで、翌年度に繰り越されたといういきさつがあったものと思っているのですが、その後、データが十分集まって、この設計業務そのものは完了したと考えていいのか、確認をさせていただきます。

谷崎委員長 西部長。

西総務部長 本件につきましては、3月の議会で十分な雨量がなかったということで繰越しをさせていただいたものでございます。この業務につきましては、地滑り対策で、国費、国の補助金を受けるべく、調査設計を進めているところですが、国の補助金を受けるために必要となる地滑り面の確定等のデータ、これについては雨量の観測を経て、そして、地滑りの箇所を特定するという作業が必要になってくるということで、昨年度は幸いにも大雨がなかったということで、必要なデータが得られなかったので、1年間繰越しさせていただくということで、3月にご説明させていただいたものでございます。

なお、今年度も8月のときにちょっと大雨がありましたけども、梅雨の時期には十分な降雨がなかったというか、大雨がなかったということもありまして、今現在まだ十分なデータが得られていないという状況となっております。

今後、秋の台風シーズンもございますので、その状況も見ながら、必要なデータが得られるか、得られない場合はどうするかということについては、大阪府とも協議をしていく予定をしております。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 私多分予算書とか、決算書の見方が分かっていないような気がするのですが、これは支出済み額のところに予算額がそのまま書いてあるけれど、繰越明許か何かなさったのでしたか。だから、こういうことになっているのか。私の頭は単純なもので、支出済み額のところに金額が書いてあったら執行されたと思ってしまいうわけです。それで、不用額が0円だから、予定どおり、これはもう済んだのだとか、勝手に思っていたのですけれど、地方自治体の予算や決算はややこしいですよ。今お聞きすると、まだ執行されていないということなので、執行されていないけれど、備考のところにさもお金を使いましたみたいなように書いてあるのはどうしてなのかを教えてくださいませんか。

谷崎委員長 西部長。

西総務部長 すみません、繰り越したというのは表現を間違っておりまして、補正予算で予算額を落とさせていただいて、令和3年度に改めて計上をさせていただいているという形でございますので、訂正させていただきます。

この1, 200万円余りにつきましては、令和2年度に実施した観測とか、予備設計とかを含めた業務のほうになっておりますので、こちらのほうについては完了しているということになります。

谷崎委員長 ほかにございませんか。

竹原委員。

竹原委員 1点質問させていただきます。

先ほど中原委員の1つ下、淡輪団地線災害復旧工事ということで、委託料と工事請負費と続いております。私はよく通る道なので、いつも見せていただいておりますが、もう工事はこれで完了したとっていいのでしょうか。これ以上何か動きはあるのかないのかだけお願いします。

谷崎委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 淡輪団地線につきましては、国のほうに災害復旧の申請を行い、実施した工事になるんですけども、実施して、申請して認められた区間、延長約4メートルになるんですけども、そちらのほうは完成して、竣工しております。

谷崎委員長 竹原委員。

竹原委員 現状でも応急的なように見えてしまうので、どうだったのかと思ったのですが、今後も大雨が降ったら山の斜面が変わってくるかも分かりませんので、また注意しておいていただければと思います。これは要望です。

谷崎委員長 奥部長。

奥都市整備部長 先ほど小坂課長から説明したとおりですけども、補足の説明で、現在その土地の持ち主に対して、今後の対策ということで、のり面の補強とか、その辺の話を見せていってもらっています。それで、今後のやり方についても、弁護士相談をさせていただいたりしながら進めていますので、よろしくをお願いします。

竹原委員 分かりました。

谷崎委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 質疑なしと認めます。

これで災害復旧費の質疑を終わります。

続いて諸支出金に入ります。

決算書220ページ、221ページの目4海釣り公園管理基金費、目5多奈川地区多目的公園管理基金費、目7森林経営管理基金費をご覧ください。

質疑はございませんか。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 基金費の海釣り公園管理基金積立金についてお尋ねします。

ここは基金ですから、例えば今言っている海釣り公園の管理基金の積立金でいいますと、もともと予算としては、これは700万7,000円を積立てようと計画していたということですね。それに支出済み額450万990円というのは、これは管理者から基金にこれだけ支払うことができたというように見たらよかったのかという確認で、ここに不用額と書いているのですけれど、これは不用額というより、本当は予算700万円ぐらい入れるつもりだったけれども、そこまで入れられなかったという、そういう意味ですか。なぜそうなっているのか、コロナの影響とか、その辺の事情があったらお示ししたいと思います。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

こちらのほうなんですけれども、積立金ということで、とっとパークの指定管理者から納付があった納付金をまた基金のほうに積み立てるという形になっておりまして、令和2年度なんですけれども、こちらが、もともと予算が先ほどもありましたように700万7,000円ということで、700万円が納付金で、7,000円が利子という内訳になっているんですけども、令和2年度につきましては、先ほど委員もお話がありましたけども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、納入額が減っておるというところになっておりまして、これは指定管理者との協議の上でのお話なんですけれども、内訳といたしましては、令和元年分の収入の7%の200万円と令和2年の施設整備負担金であります250万円、これに預金利子の990円を合わせまして450万990円という内訳になっております。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 これは約束されていたとおりの金額になっていますか。

谷崎委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらなんですけれども、予算額では700万7,000円というところで、もともととつとパークの営業収入の7%であります200万円と、それと町のほうに支払っていただく施設整備負担金というのがありまして、こちらが500万円で合計700万円という予定に、それに預金利子を足して予定しておったんですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、とつとパークのほうからの納付の状況ですね、これが非常に厳しい状況になっておったと。そういうところがありまして、協議した結果、納付金の額も減少しておりまして、それに伴いまして、こちらのほうの積立額も減少しておるといふようなところでございます。

谷崎委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ちょっと補足をさせていただきます。

この450万990円の内訳を先ほど新保課長から申しあげましたけども、このうちの200万円というのが令和元年度の利用料金収入分に該当するものであります。令和元年度分はこれで全て納入された格好となります。それで、令和2年度分として入ってきているのが250万円になります。それで、残りは令和3年度以降に分割して入ってくる予定になっています。ですので令和2年度中に収入したのは預金利子を合わせて、令和元年度分と令和2年度分の一部、それで、預金利子で450万990円となります。決算書の書き方が不用額となっているのは単純に予算と入ってきた額の差額で、未収額としては、施設整備負担金500万円の残りの250万円と利用収入分に対する収入というのが残されている状況でございます。

谷崎委員長 中原委員。

中原委員 私が思っていたより深刻やね、率直に言いますけれど。というのが、これはもういつだったか、よく覚えていない、大分前のことなんですけれど、結果的には年間700万円、昨年度予算としてはそうなるけれど、利用料金収入のもともと10%であったのを7%に引き下げたといういきさつがあつて、それと、それにプラスして、毎年施設整備として500万円を納入しようという約束になって

いますよね。それが今、聞いたら、前の年に納めないといけなかった分が一部この中に入っていると。その年に納めないといけなかった分を全てクリアできていないということだものね。これは、もともと必要な長期的な修繕の計画をつくりましたね。それを計画的に進めていくために、利用料金収入の10%が7%になったけど、あと施設整備費も500万円積みましようという、要は長期計画、修繕計画を達成するためにこれだけ必要ですという逆算で出した計画のお金でしょう。だから、もちろんコロナのもとにあるので、無理はできないと思うのですが、事業者ともよく状況、相談されていると思うのですけれど、一方で無理はしてはいけない、だけど、大事な施設を計画的に維持管理するということも必要ですから、もしどこかの段階で思い切った見直しが必要なら、それについても検討も視野に入れながら、これは私ここまで重大なことだとは思ってなくて、びっくりしたのですが、よくご協議をいただきたいと。もうそんなこと聞いたらあれだな、利用料金の7%は10%に戻すべきだと言いくくなりますけれど、私は戻すべきだと、基本的には、思っていますが、よく事業者の経営状況を含めて、実態をお聞きして、必要な援助があるとするならば、それは私たちにもご報告いただいて、手を打っていただきたいと要望しておきたいと思います。

谷崎委員長 質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 これで質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか、松尾委員。

松尾委員 私からでいいですか。それでは、私は反対の立場で討論に加わります。

全体的に見ていると、本当に当初予算から補正予算ということで、おいおいで必要な経費というのがどんどん積まれていく。その中において、私、従来からずっと言っているみさき公園費ですよね。これもやはりトータルで、もちろん努力されていることは分かっております。現場の方々に努力されているというのはよく分かるのですが、トータルでやはり増えている、そして、公園費自体ももうどんどん増えていっているという状況ですよね。それに見合う収入というのがない。

今後も対象範囲が広がっていく中で、その計画がもう事業者頼みというところが本当に厳しいところかなど。先行きが見えない部分で、本当今後そうしたらそれをいつまで続けるのかというところが全く見えないところに私は危険を感じております。

そういったところで、今回の決算ということで、私は反対の立場で討論させていただきます。

谷崎委員長 中原委員、賛成ですか。

中原委員 反対はいたしません。予想どおりでしょう、道工議長。本委員会に付託された決算の執行状況等について、まだ部分的に、全体の中では資料の請求をしているものもあり、全体についての判断というのは別ということになりますけれども、事業委員会に付託された案件については、先ほど来、確認させていただいたコロナ対策の事業者支援金ですとか、暮らし応援商品券などにも取り組まれ、また、ブロック塀の撤去改修補助金の制度も継続するなど、それから、あと災害や老朽化の対策についても必要な予算化がなされているというのが主立ってよく見られたところでありますから、本委員会に付託された案件については賛同したいと思います。

竹原委員 決算認定、事業委員会付託分について、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

この決算につきまして、いろいろな議論を聞かせていただきました。正確な執行がなされたのかどうか、それを見るのが私たち議員の役目でございますが、この資料だけではなくて、やはり現場に足を運んで自分の目で見てきたところもございまして。そして、肌感覚で感じてきたこともあります。それも判断材料としております。

今日の議論におきましては、商工費等々でやはりコロナの影響で事業者が疲弊しているところ、行政と商工会並びに関係団体が協力をして、様々な対策をしてきていたことも明らかになり、また、観光については、一番大きなところと言いますと、みさき公園、岬町のシンボルとして多くの方々に親しまれてきた町の貴重な観光資源、このみさき公園について一步一步着実に進められていることが本日の委員会でも明らかになってきております。

また、その他災害復旧のところにおいても、現場で一生懸命汗をかいてくれて

いることが確認できましたので、本委員会のこの付託された案件につきまして賛成とさせていただきます。

谷崎委員長 反対の方はいらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 賛成の方。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第1号「令和2年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

谷崎委員長 挙手多数であります。

よって認定第1号、本委員会に付託された案件は、認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号「令和2年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷崎委員長 異議なしと認めます。

決算書の269ページから284ページをご覧ください。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第4号、令和2年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

谷崎委員長 満場一致であります。

よって、認定第4号は、本委員会において認定することに決定しました。

次に、認定第5号「令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷崎委員長 異議なしと認めます。

決算書の285ページから294ページをご覧ください。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第5号、令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

谷崎委員長 満場一致でございます。

よって、認定第5号は、本委員会において認定することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件7件については全て議了いたしました。

た。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で本委員会所管の事項で何かございませんか。

(「なし」の声あり)

谷崎委員長 なしとのことですので、本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方の協力をお願いいたします。

これで事業委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3時51分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和3年8月26日

岬町議会

委員長 谷崎 整史